

会 務 報 告

(平成 15 年 8 月～平成 16 年 7 月)

◇第 4 回病理学教育を考えるワークショップ(平成 15 年度第 1 回): 堤 寛世話人(藤田保健衛生大学)のもとで、平成 15 年 8 月 3 日(日)～4 日(月)、愛知県刈谷市にある NTT 東海セミナーにて 46 名が参加して実施された。講師は、尾島昭次、松井俊和、中島 孝、井内康輝、堤 寛の 5 名であった。

◇社会保険診療報酬改定に関する要望書について: 森 理事長及び社会保険小委員長名で、内科系学会社会保険連合(内保連)に社会保険診療報酬改定に関する要望書を平成 15 年 8 月 18 日に提出した。要望課題は、「病理検査についてのドクターフィーが算定される検査項目については出来高払い方式とすること。」であった。

◇第 2 回東北支部病理学学生夏期セミナー(夏の学校): 榎本克彦世話人(秋田大学)のもとで、平成 15 年 8 月 22 日(金)～23 日(土)、田沢湖ハイツにて 58 名が参加して実施された。

◇中国四国支部第 4 回病理学夏の学校: 井藤久雄世話人(鳥取大学)のもとで、平成 15 年 8 月 27 日(水)～29 日(金)、大山ロイヤルホテルにて 68 名が参加して実施された。

◇病理技術講習会: 平成 15 年 8 月 27 日(水)～29 日(金)、慶應義塾大学病理学講座担当(東京都)にて実施された。22 名が受講した。講師は、モデレーターに池田栄二、岡田保典(研究推進委員)の 2 名のほか講義、実習担当に研究推進委員及び学会員等の 12 名が当たった。

◇第 5 回病理学教育を考えるワークショップ(平成 15 年度第 2 回): 堤 寛世話人(藤田保健衛生大学)のもとで、平成 15 年 9 月 21 日(日)、愛知県刈谷市にて 19 名が参加して実施された。
◇次期役員選挙について: 選挙管理委員会(志賀淳治委員長、福永真治、蛇澤 晶、岡 輝明、滝本雅文)は、社団法人日本病理学会次期(平成 16 年度/17 年度)役員を選出のために選挙を行った。さらに第二段投票で理事の中から理事長を選出した。その結果について、平成 15 年 10 月 28 日、志賀委員長名で以下のとおり公示した。

○次期(平成 16 年度/17 年度)役員選出の投票結果について(公示)

先般、当選挙管理委員会は、社団法人日本病理学会次期(平成 16 年度～平成 17 年度)役員(理事、監事)の選出のため、正会員 4,027 名(平成 15 年 8 月 28 日現在)による投票(9 月 25 日消印有効)を実施いたしました。その結果、外封筒の投票総数 944 通、うち有効投票数 900 通、無効投票数 44 通であり、投票者率は 23.4% でありました。

投票結果は、地方区選出理事、全国区選出理事、全国区選出理事(口腔病理部会担当)、監事の順で、当選者のほか次点者までを順位、氏名、得票数を記載します。

なお、当選後、本人の諾否確認の際、1 名の辞退の申出があっ

たので、審議の結果、これを承認いたしました。

また、引続き理事の中から理事長を選出するため、正会員 4,012 名(平成 15 年 10 月 7 日現在)による投票(10 月 25 日消印有効)を実施いたしました。その結果、外封筒の投票総数 922 通、うち有効投票数 889 通、無効投票数 33 通であり、投票者率は 23.0% でありました。

いずれも締切後の 10 月 2 日に第 2 回及び 10 月 28 日に第 3 回の当委員会を開催し、開票、集計、審査の上、投票結果を下記のとおり確定いたしましたので、ここに公示いたします。

平成 15 年 10 月 28 日
社団法人 日本病理学会
選挙管理委員長 志賀 淳治

記

○地方区選出理事(支部長) 7 名

・北海道地区(正会員数 176 名)

順位	氏名	得票数	
1.	小川 勝洋	9 票	当選
2.	佐藤 昇志	6	次点

投票率 11.4% (総数 20: 有効 20, 無効 0, 白票 0)

・東北地区(正会員数 348 名)

1.	澤井 高志	53 票	当選
2.	手塚 文明	6	次点

投票率 22.7% (総数 79: 有効 79, 無効 0, 白票 0)

・関東地区(正会員数 1,478 名)

1.	根本 則道	141 票	当選
2.	須田 耕一	27	次点

投票率 20.2% (総数 298: 有効 284, 無効 2, 白票 12)

・中部地区(正会員数 525 名)

1.	中沼 安二	59 票	当選
2.	栄本 忠昭	49 票	次点

投票率 28.4% (総数 149, 有効 148, 無効 0, 白票 1)

・近畿地区(正会員数 641 名)

1.	青笹 克之	47 票	当選
2.	覚道 健一	29 (別途、全国区選出理事当選)	
3.	石黒 信吾	26	次点

投票率 23.2% (総数 149: 有効 143, 無効 0, 白票 6)

・中国四国地区(正会員数 392 名)

1.	佐野 壽昭	59 票	当選
2.	井内 康輝	15	次点

投票率 24.5% (総数 96: 有効 95, 無効 0, 白票 1)

・九州沖縄地区(正会員数 467 名)

1.	居石 克夫	42 票	当選
----	-------	------	----

2. 恒吉 正澄 14 (別途, 全国区選出理事当選)

3. 橋本 洋 4 次点

投票率 14.3% (総数 67: 有効 67, 無効 0, 白票 0)

地方区合計

投票率 21.3%; 正会員 4,027 名, 開票総数 858 票 (有効 836, 無効 2, 白票 20)

○全国区選出理事 (口腔病理部会担当を除く) 11 名

順位	氏名	得票数	
1.	長村 義之	317 票	当選
2.	坂本 穆彦	239	当選
3.	岡田 保典	228	当選
4.	森 茂郎	216	当選
5.	青笹 克之 208 (別途, 地方区選出理事当選)		
6.	笹野 公伸	199	当選
7.	恒吉 正澄	146	当選
8.	堤 寛	145	当選
9.	安井 弥	130	当選
10.	黒田 誠	117	当選
11.	覚道 健一	112	当選
12.	樋野 興夫	110	当選
13.	井内 康輝	96	次点

投票率 22.3%; 正会員 4,027 名, 開票総数 900 票×5=4,500 票 (有効 3,503, 無効 114, 白票 883)

○全国区選出理事 (口腔病理部会担当) 1 名

順位	氏名	得票数	
1.	林 良夫	257 票	当選
2.	立川 哲彦	103	次点

投票率 22.3%; 正会員 4,027 名, 開票総数 900 票 (有効 477, 無効 62, 白票 361)

○監事 2 名

順位	氏名	得票数	
1.	松原 修	122 票	当選
2.	向井萬起男	75	辞退
3.	真鍋 俊明	18	当選
4.	向井 清	15	次点

注) 理事との重複当選者は理事優先のため, ここでの順位等の記載は省略した。

投票率 22.3%; 正会員 4,027 名, 開票総数 900 票×2=1,800 票 (有効 835, 無効 46, 白票 919)

○理事長

順位	氏名	得票数	
1.	森 茂郎	431 票	当選
2.	長村 義之	76	次点

投票率 22.2%; 正会員 4,012 名, 開票総数 889 票 (有効 883, 無効 3, 白票 3) 以上

◇「Pathology International」電子投稿の開始について: Pathology International は既に全文をインターネット上で公開しておりますが, 2003 年 10 月より電子投稿・電子査読のシステムを導入いたします。本文 (MS Word 形式かテキストファイルが望ましい) や画像の電子ファイルをご準備いただいた時点で URL: <http://pin.manuscriptcentral.com> を開いて, ユーザー名とパスワードを入力した後, Author Center より投稿プロセスを開始してください。また, 初めて電子投稿をされる著者は Create a new account でご自身のアカウントを設定してください。連絡はすべて e-mail にて行いますので, アドレスを必ず入力していただきますようお願いいたします。このシステムのマニュアルはサイト内に貼り付け掲載する予定ですので詳細はご参照下さい。

当初は電子投稿と従来からの郵送による投稿の二本立てで受け付けますが, 投稿状況を見ながら, 電子システムに一本化する予定です。郵送による投稿の場合は紙面原稿の他, 必ず本文や画像のファイル (jpeg 最高画質) の入ったフロッピーディスクまたは CD などの電子媒体を同封してください。可能な限り編集事務局で電子システムにのせるようにいたします。

なお, 画像につきましては電子投稿の著者も郵送投稿の著者も, オリジナルのプリント写真 3 セットを編集事務局まで郵送してください。これらのオリジナルは査読過程で参照したい場合がありますし, また, 最終的に本誌の印刷時に使用します。

投稿システムの改定にともなうご質問, または, 電子投稿についてのお問い合わせは下記の編集事務局までお願いします。

(社) 日本病理学会事務局内

Pathology International 編集室

〒113-0033

東京都文京区本郷 2-40-9 ニュー赤門ビル 4F

Tel: 03-5684-6886

Fax: 03-5684-6936

E-mail: jsp-edit@ma.kcom.ne.jp (編集室)

jsp@ma.kcom.ne.jp (事務局)

◇平成 15 年度第 2 回細胞診講習会: 堤 寛世話人 (藤田保健衛生大学) のもとで, 平成 15 年 11 月 1 日 (土) ~ 2 日 (日), 藤田保健衛生大学 (愛知県豊明市) にて実施された。50 名が受講した。講師は, 堤 寛, 越川 卓, 長坂徹郎, 石原明徳の 4 名であった。

◆第 49 回秋期特別総会 (平成 15 年度): (財) 癌研究会癌研究所を世話機関として加藤 洋, 坂元吾偉の両世話人のもとで, 平成 15 年 11 月 20 日 (木) ~ 21 日 (金) の 2 日間, 文京シビックホールにて開催された。A 演説 10 題, B 演説 4 題, シンポジウ

ム6題, 病理診断シリーズ2題の発表と討論が行われた。

A 演説 (10 題)

- (1) 斎藤一郎 (鶴見大学歯学部口腔病理学講座): EB ウイルスによるシェーグレン症候群発症機構の解明
- (2) 鄭子文 (東京大学大学院医学系研究科人体病理学分野): Epstein-Barr virus 関連胃癌における癌化機構の解析
- (3) 伊藤浩史 (宮崎大学医学部病理学第2講座): 消化管粘膜上皮再生修復における肝細胞増殖因子活性化関連蛋白の役割
- (4) 富田裕彦 (大阪大学大学院医学系研究科病理病態学): 癌の転移における Valosin-containing protein (VCP) の役割
- (5) 谷田部恭 (愛知県がんセンター遺伝子病理診断部): 肺癌における細胞 lineage の意義
- (6) 石川雄一 (癌研究会癌研究所病理部): 早老症 Werner 症候群における発がん分子疫学
- (7) 下川 功 (長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 (旧医学部病理学第1)): ほ乳類の老化遅延, 寿命延長機構: GH-IGF-1 抑制とカロリー制限の相違
- (8) 池田栄二 (慶應義塾大学医学部病理学教室): 糖尿病網膜症における眼内血管新生病変形成の分子機構—組織低酸素状態の病態への関与—
- (9) 伊藤彰彦 (大阪大学大学院医学系研究科病理病態学 (病理学)): 新規マスト細胞接着分子 SgIGSF の単離とそのマスト細胞の生存における役割
- (10) 田中祐吉 (神奈川県立こども医療センター病理科): 芽腫及び solid-pseudopapillary neoplasm の組織学的・分子生物学的新知見

B 演説 (4 題)

- (1) 蔦 幸治 (国立がんセンター東病院臨床検査部病理検査室) 他: 肺原発印環細胞癌の臨床病理学的解析
- (2) 廣田誠一 (大阪大学医学部附属病院病理部) 他: 多発性 GIST3 家系の病理学的解析
- (3) 山口岳彦 (獨協医科大学越谷病院病理部): 良性脊索細胞腫: 脊索細胞由来腫瘍の疾患概念の考察
- (4) 関 邦彦 (虎の門病院病理部) 他: 前立腺性酸性フォスファターゼは Intravascular lymphoma の腫瘍マーカーとなりうるか

シンポジウム: がん放射線療法・化学療法の治療効果の病理学

- (1) 渡辺 亨 (国際医療福祉大学臨床医学研究センター): 乳癌の生物学的特性の基づく個別化治療
- (2) 秋山 太 (癌研究会癌研究所乳腺病理部) 他: 乳癌に対する化学療法の組織学的効果判定
- (3) 塩崎 均 (近畿大学医学部外科): 上部消化管癌における治療の現状と効果判定の問題点
- (4) 井下尚子 (癌研究会癌研究所病理部) 他: 抗癌剤感受性

胃癌の特徴と効果判定の問題点

- (5) 落合淳志 (国立がんセンター研究所支所臨床腫瘍病理部): 病理検体を用いたがんにおける放射線感受性予知の検討とその問題点
- (6) 藤本修一 (千葉県がんセンター研究局化学療法研究部): 抗癌剤感受性試験—その効用と限界—

病理診断シリーズ (2 題)

- シリーズ 25 吉田浩己 (鹿児島大学大学院医歯学総合研究科腫瘍学講座腫瘍病態学分野): 乳癌の組織学的分類について
- シリーズ 26 石田 剛 (東京医科大学病理学第1講座): 非腫瘍性骨・関節疾患の病理診断

◇上記特別総会に関連して開催された理事会並びに各種委員会について: 平成 15 年 11 月 19 日 (第 49 回秋期特別総会の前日) に学士会分館 (赤門) にて理事会及び各種委員会が開催された。理事会には, 森 茂郎, 坂本穆彦, 長村義之, 青笹克之, 柴本忠昭, 林 良夫, 井内康輝, 石黒信吾, 加藤 洋, 真鍋俊明, 根本則道, 小川勝洋, 笹野公伸, 居石克夫, 手塚文明, 恒吉正澄, 堤 寛 (以上理事), 松原 修 (監事), 坂元吾偉 (以上第 49 回秋期特別総会世話人), 海老澤達也, 大藪いづみ, 菊川敦子 (以上事務局) の各氏が出席した。森 理事長の司会により議事を進行した。議事録に署名する出席者代表に林 良夫, 笹野公伸の両理事が指名された。

○報告事項として以下のことが報告された。

1. 理事長報告

(人事関係)

- (1) 本学会から平成 16 年度科研費補助金審査員の推薦者 (第 2 段審査員推薦者に 3 名, 第 1 段 (人体病理学及び実験病理学) 審査員推薦者に各 10 名を選考した。
- (2) 日本専門医認定機構協議委員に長村常任理事 (病理専門医部会長) を選出した。
- (3) 役員選挙管理委員会委員に福永真治 (東京慈恵会医科大学), 蛇澤 晶 (国立療養所東京病院), 岡 輝明 (関東中央病院), 志賀淳治 (帝京大学), 滝本雅文 (昭和大学) の 5 名の会員を選出した。
委員長には, 委員の互選より志賀淳治委員が選ばれた。

(会 則)

- (4) 7 月 8 日の臨時理事会 (6 月 25 日持ち回り) で, 広報委員会委員長の選出方法, P.I. 編集長の公選制, 2 期以降の任期を 2 年とすることの規定改正を承認した。
- (5) 本学会諸規定の新設案 (リスクマネジメント委員会内規, 病理診断講習会実施委員会内規) と改訂案 (病理専門医制度規程, 口腔病理専門医制度規程, 倫理委員会内規) を承認した。

(会務一般)

- (6) 5 月 22 日, 松原 修, 向井萬起男の両監事により平成 14 年度決算の監査が行われ, 適正であることが認められた。また, 11 月 18 日, 本学会の財務状況に対する評価・提言

の中間報告があった。

- (7) 6月4日の日本医学放射線学会、日本麻酔学会と当面する課題の検討を行った。
- (8) 6月13日、森理事長、坂本常任理事は、最高裁判所事務総局民事局係官と医療訴訟の鑑定人に関して打合せを行った。同係官より医療訴訟における鑑定人の現状説明があり、鑑定人の選定に本学会の協力を得たいと要請があった。当面する課題の鑑定人候補者として小池盛雄教授にお願いすることにした。
- (9) UMINから本学会会員に学会専用ホームページのID（個人に送られる分）が発行された。
- (10) 8月18日、理事長名で厚労省保険局医療課長に、病理学的検査について診療報酬の改定に向けた要望書を提出した。
- (11) 「第1回日本病理学会カンファレンス（平成16年7月30日（金）～31日（土）・広島で予定）の実施計画を了承した。
- (12) 9月16日、「病理診断施設（仮称）の開設の可能性について」（質問書）を、本学会理事長・病理専門医部会長名で厚労省医政局に提出した。
- (13) 本学会に顧問弁護士を置くことにした。児玉安司弁護士を選考した。なお、リスクマネジメント委員会の外部委員も依頼することにした。
- (14) 11月5日、「国立大学病院マネジメント改革案」に関して、既報の本学会意見書の見直しを行い、理事長名で国立大学医学部附属病院長会議常置委員会委員長に送付した。
- (15) 10月15日、医療事故、特に異状死の対応について、内科学会、外科学会等と懇談し、情報交換を行った。

（委員会関係）

- (16) 6月27日、剖検情報委員会（根本則道委員長）は、理事長、倫理委員会と協議した上、「疫学研究に関する倫理指針」・「臨床研究に関する倫理指針」と整合するように剖検情報編集マニュアル、剖検情報利用者マニュアル等を試案した。
- (17) 7月29日、病理専門医制度運営委員会（長村義之委員長）では、病理専門医試験の可否判定、病理診断講習会実行委員会委員の選出を行ったほか、試験委員会・試験実施委員会の委員長・委員の就任の時期、運営委員会委員の選出方法、病理専門医試験受験資格条件（臨床研修が終了していること）とすること等、規定改訂案を決めた。
- (18) 7月30日（金）～31日、拡大将来構想計画委員会（黒田誠委員長）を開催した。会議には各委員のほかに委員では補えない領域の学術的テーマの担当者として高橋雅英、太田浩良、坂元享宇の各学術評議員と理事、関係委員等が参加した。
- (19) 8月18日、社会保険小委員会（水口國雄委員長）は、「内保連」に病理検査についての「保健点数改正要求書」（主

課題；ドクターフィーが算定される検査項目については出来高払い方式とする。）を提出した。

- (20) 8月20日、倫理委員会（井藤久雄委員長）は、理事長、剖検情報委員長も参加して開催した。会議では、剖検情報と「疫学研究に関する倫理指針」・「臨床研究に関する倫理指針」との整合性、「病理組織検体の帰属」問題について審議し、併せて「倫理委員会の改組（本倫理委員会が倫理審査を行える機関であることにするために条文中に倫理審査委員会の設置、委員数増員等）」について試案した。
 - (21) 医療業務委員会（井内委員長）から提案のあった「CPCレポートの作成に関する提言、指針」の追加説明を了承した。
 - (22) 病理専門医試験受験の資格として、臨床研修を終了していることの適用は、平成17年度から義務付けることにした。なお、研修目標を達成するための病理専門教育を要する期間については、病理専門医制度運営委員会においてさらに審議することにした。
 - (23) サブスペシャリティーに関しては、病理専門医制度運営委員会（長村義之委員長）委員の真鍋理事を中心に種々検討されてきたが、その結論として本学会に「皮膚病理」、「神経病理」、「口腔病理」等の分科会を置くことは尚早との意見でまとまった。
- （その他）
- (24) 新名誉会員の有資格候補者名簿を作成し、会員への照会を行うことにした。
 - (25) 6月16日の朝日新聞の朝刊記事は、取材記者の一部誤解があったので修正の意味もあって地域病理ネットワーク検討委員会（井内委員長）での検討事項を整理して本学会ホームページに掲載した。
 - (26) 本学会は、国際実験動物協会会員を脱退することにした。

2. 各種委員会委員長報告

- (1) 企画・財務合同委員会（森 茂郎委員長）
 - ①平成16年度事業計画及び予算案（平成16年4月1日～平成17年3月31日）を決めた。
 - ②名誉会員の有資格候補者名簿により、会員への照会を行い、終身会費の受入れ、支出に関して検討した。
 - ③両監事からの本学会の財務状況に対する評価・提言（中間報告）について検討した。
 - ④日本病理学会会誌など機関誌の今日的意義を再考した。
- (2) 広報委員会（坂本穆彦委員長）

UMINから本学会会員に学会専用ホームページのID（個人に送られる分）が発行された。
- (3) 学術委員会（廣橋説雄委員長）
 - ①第94回（平成17年度）総会宿題報告担当者には、9名の候補者について審議し、投票の結果、小野江和則（北海道大学）、小川勝洋（旭川医科大学）、山口 朗（長

- 崎大学)の各学術評議員を選出した。
- ②第50回(平成16年度)秋期特別総会における病理診断シリーズの演者には、本山 梯一(山形大学)、糸山 進次(埼玉医科大学)の各学術評議員を選出した。
- ③第50回(平成16年度)秋期特別総会におけるシンポジウムのテーマについては、「病理診断学の将来」とし、柴本忠昭世話人と向井 清理事に一任し、調整してもらうことにした。
- (4) 研究推進委員会(廣橋説雄委員長)
- ①委員会の主催である本年度の技術講習会(分子病理学の基礎技術III)は、8月27日~29日、慶應義塾大学において21名の参加者を得て無事終了した。しかし、実施側の負担増、マンツーマンに近い教育などのこともあり、例えば、学会の前日開催、技術指導・共同研究にするなどの検討課題も生じている。
- ②「第1回日本病理学会カンファレンス(平成16年7月30日(金)~31日(土)・広島で予定)を決めた。担当する安井 弥教授(広島大学)と協議して準備を進めている。
- (5) 編集委員会(廣橋説雄委員長)
- ①「Pathology Int.」の発行は、順調に進んでいる。citation indexは0.935で、昨年とほぼ同様であった。電子投稿、電子査読を開始した。カラー印刷は1号当たり8ページまでは5万円で印刷できるようになった。8ページを超える場合と各著者の2ページ以降は従来どおり14万円である。
- ②「剖検輯報」第45輯の編集は、順調に進んでいる。87%がフロッピーディスクによる登録となった。1958年から73年までのものをデータベース化(74年以降は終了)することにしている。
- ③「診断病理」の発行は、順調に進んでいる。口腔病理の投稿も呼びかける。
- (6) 病理専門医制度運営委員会(長村義之委員長)
- ①病理専門医試験(名古屋市立大学会場)の受験者は87名であり、76名が合格した。
- ②病理専門医資格更新は、279名のうち2名を除いて更新した。なお、「70歳到達時の資格更新手続免除申請」の細則は過渡措置を設けながら平成16年度から廃止することで承認された。
- ③平成15年度認定病院・登録施設の新規申請は、それぞれ30件、20件の申請があったが、認定病院のうち2件を除いていずれも承認した。このうち認定病院2件は登録施設で承認した。
- なお、認定証の料金設定、認定料等についてあらためて検討することにした。
- ④平成16年度細胞診講習会は、5月15日~16日に広島大学(井内教授)に決まった。なお、平成16年度からの全国規模での講習会は1回となることを広報することにした。
- ⑤サブスペシャリティー問題に関する答申をまとめた。
- ⑥病理部連絡会議を秋の総会時に開催することにした。
- ⑦専門医認定試験受験資格に関連して、「病理専門医教育目標設定」案を審議した。また、この問題の審議過程に対して委員から公開質問状が寄せられたことと理事長からの返答があったことが資料と共に報告された。
- ⑧試験委員長、試験委員及び、運営委員会選出委員の任期は、2年間とするが期間を9月から2年間とし、認定試験を2回担当すること、運営委員の選出方法(選挙をしない)、試験受験資格条件の追加(臨床研修が終了していること)を決め、規定改訂を行うことにした。
- ⑨病理診断講習会実行委員会委員に黒田 誠(委員長)、清水道生、森谷卓也の各委員を選出した。
- ⑩試験実施委員長を選んだ。
- (7) 医療業務委員会(井内康輝委員長)
- 1) 委員会活動について以下のとおり報告された。
- ①社会保険小委員会では、病理診断に関する診療報酬改正要求をまとめ、内保連、厚生労働省に要求書を提出した。
- ②精度管理小委員会では、一人病理医施設における精度管理の追加ガイドラインの作成中である。
- ③剖検・病理技術小委員会では、感染マニュアルの改訂を行っている。
- 2) アドホック委員会で作成した「CPCレポート作成に関する指針、提言」は高いレベルでセットしてあるので、簡易型での対応もやむを得ないと考えている。
- (8) 口腔病理専門医制度運営委員会(林 良夫委員長)
- ①今年度口腔病理専門医試験の受験者は7名であり、5名が合格した。
- ②試験実施委員を決めた。
- ③口腔病理専門医の広告ができるようにしたい。
- (9) 教育委員会(真鍋俊明委員長)
- ①卒前教育のあり方について、「病理学教育を考えるワークショップ」を2回(8月3~4日、9月21日)開催した。小冊子(ハンドアウト)をまとめ中である。
- ②ワークショップは継続し、次回以降では、教育資料(教材)の共有化をテーマとすることにした。
- (10) 国際交流委員会(恒吉正澄委員長)
- ①第5回(平成15年度)会員海外派遣候補者には、応募者(2名)の市原 周(国立名古屋病院)、仙波秀峰(神戸大学)の両会員を推薦することにした。
- ②第4回(平成16年度)海外病理学会会員の招へい事業(翌年に実施する受け入れ会員)には、2件(5名)の応募があり、この事業を採択と決めた。今回は1件当たり、30万円を助成することにした。
- 浜名湖国際セミナー・2名申請：聖隷浜松病院；
小林 寛担当

○第3回東京泌尿生殖器病理組織講習会・3名申請：
東京慈恵会医大；鷹橋浩幸担当

なお、招請状を作成するよう依頼することにした。

③第3回(平成15年度)会員の海外病理学会参加支援者(平成15年11月上旬までの前期分)は、市橋亮一会員(名古屋大学)を承認した。(その後、本人から他の奨学金が決まったので取消したい旨の連絡があったのでこれを了承した。)

④ドイツ派遣研究員(留学生)には、応募者(5名)の中から審議の結果、倉田厚会員(杏林大学)を推薦した。

(II) 支部委員会(柴本忠昭委員長)

①支部運営経費の予算配分案は例年どおりで了承した。

②病理専門医制度運営委員会から要請のあった専門医試験受験のための細胞診講習会を支部単位で開催できるか否かを検討した。受験者数、講師の負担などを考慮すると毎年、各支部で講習会が続けられるか疑問であり、平成17年度からの開催は困難であるとの結論になった。

7支部が各々とするより、支部間の合同を考えるなり、あるいは、現在支部で勉強会として行っているものに受験資格のためのクレジットを与えることを運営委員会へ申し入れるなど今後の継続審議事項とした。

3. 第49回(平成15年)秋期特別総会の件

加藤洋世話人代表より、明日(11月20日)からの会議準備状況の報告と挨拶があった。

○協議事項は、以下のとおり、承認、決定が行われた。

1. 平成16/17年度役員を選出に関する件

新役員を選出は、選挙管理委員会から報告のあったとおり承認した。総会に諮る。

2. 平成16年度事業計画並びに収支予算に関する件

新事業計画並びに収支予算は、財務委員会から提出のあった原案のとおり承認した。当期収入は、201,000千円、当期支出は、196,410千円である。総会に諮る。

3. 諸規定の設定及び改訂に関する件

本学会諸規定の新設案(リスクマネジメント委員会内規、病理診断講習会実施委員会内規)及び改訂案(病理専門医制度規程、口腔病理専門医制度規程、倫理委員会内規、担当理事関係規定)をそれぞれ承認した。病理専門医制度規程、口腔病理専門医制度規程及び担当理事関係規定(定款施行細則、役員(理事、監事)規程、常置委員会規程、病理専門医制部会規程、口腔病理部会規程は、総会に諮る。

4. 第51回(平成17年)秋期特別総会世話機関・世話人選出の件

応募のあった東京大学、深山正久教授に決定した。

5. 第94回(平成17年)総会の宿題報告担当者等に関する件

(1) 第94回(平成17年度)総会における宿題報告担当者に学術委員会から推薦のあった小野江和則、小川勝洋、山

口朗の各会員とすることに決定した。

(2) 第50回(平成16年度)秋期特別総会における病理診断シリーズの演者に学術委員会から推薦のあった本山悦一、糸山進次の両会員とすることに決定した。

(3) 第50回(平成16年度)秋期特別総会におけるシンポジウムの課題等については、「病理診断学の将来」とし、柴本忠昭世話人及び向井清理事に一任することに決定した。

6. 会員の海外派遣並びに外国学会会員の招へい等に関する件

(1) 第5回(平成15年度)会員海外派遣者は、国際交流委員会から推薦のあった市原周、仙波秀峰の両会員に決定した。

(2) 第4回(平成16年度)海外病理学会会員の招へい事業は、国際交流委員会の原案のとおり、2件(浜名湖国際セミナー・聖隷浜松病院担当、第3回東京泌尿生殖器病理組織講習会・東京慈恵会医科大学担当)に決定した。

(3) ドイツ派遣研究員(留学生)は、国際交流委員会から推薦のあった倉田厚会員(杏林大学)に決定した。

7. 「Pathology Int. 編集長の選出に関する件

公募の結果、学術委員会から推薦のあった向井清現編集長に決定した。

8. 名誉会員の有資格者に関する件

新名誉会員の有資格候補名簿を承認し、確認、推戴作業にはいることにした。

9. 顧問弁護士の就任に関する件

児玉安司弁護士の就任を承認した。

10. 倫理委員会外部委員の就任に関する件

倫理委員会規定の改定により外部委員の選出が諮られた。協議の結果、「人文・社会科学の有識者」としては、増井徹(国立医薬品食品衛生研究所)、宇都木伸(東海大学法学部教授)の両氏の就任を承認した。なお、「一般の立場を代表する者」は、選考中である。

11. 新入会員の承認の件

平成15年度上半期(平成15年4月1日～平成15年10月31日)の新入会員147名を原案のとおり承認した。

12. 国立大学附属病院のマネジメント改革案に関する件

国立大学医学部附属病院長会議からの「国立大学附属病院の医療提供強化を目指したマネジメント改革について(提言)の趣旨等について(依頼)」に対する本学会の見解をまとめた。既報の見解を一部変更することを承認した。

13. 「病理検体の帰属」の見解変更に関する件

本学会で既に出している「病理検体の帰属」に関する見解を変更することが諮られたが、一部修正を要する意見があったことから保留となった。倫理委員会で再度検討することにした。

14. 病理専門医試験受験資格の変更に関する件

「平成16年度より開始される臨床研修を病理専門医受験申請時に修了しておく」ことを承認した。

ただし、実行は平成17年度医籍登録者から適用することにした。

15. サブスペシャリティーに関する件

「サブスペシャリティーに関する見解」を原案のとおり承認した。

16. 総会の審議事項等に関する件

第49回日本病理学会秋期特別総会時における会員総会審議事項を原案のとおり承認した。

◇**会員総会**：平成15年11月20日（木）に文京シビックホールにて、正会員4,012名のうち2,171名（うち委任状出席者1,935名）の出席を得て開催された。加藤 洋世話人代表を議長に選り議事を進行した。議事録に署名する出席者代表に板橋正幸（茨城県立中央病院）、前田 盛（神戸大学）の両会員が指名された。

○**報告事項は、以下のとおりである。**

会議では、前日の理事会と同様の報告並びに審議結果の報告がなされた。

○**協議事項は、以下のとおり、承認、決定が行われた。**

1. 平成16/17年度役員を選任の件

平成16/17年度役員には、19名の理事及び2名の監事を原案のとおり選任した。なお、就任は、平成16年4月1日とすることにした。

2. 平成16年度事業計画並びに収支予算に関する件

事業計画並びに収支予算は、原案のとおり決定した。

3. 諸規定の改正に関する件

病理専門医制度規程、口腔病理専門医制度規程及び担当理事関係規定（定款施行細則、役員（理事、監事）規程、常置委員会規程、病理専門医制部会規程、口腔病理部会規程）の一部改正は、それぞれ原案のとおり決定した。

◇**平成16/17年度役員を選任について**：第49回秋期特別総会における会員総会で、社団法人日本病理学会新役員に以下の会員が選任された。なお、就任は、平成16年4月1日とすることにした。

○**理事**：19名（ABC順）

理 事 長	森	茂	郎
理 事	青 笹	克 之	
	林	良 夫	
	樋 野	興 夫	
	覚 道	健 一	
	黒 田	誠	
	中 沼	安 二	
	根 本	則 道	
	小 川	勝 洋	
	岡 田	保 典	
	長 村	義 之	
	坂 本	穆 彦	
	佐 野	壽 昭	
	笹 野	公 伸	

澤 井	高 志
居 石	克 夫
恒 吉	正 澄
堤	寛 弥
安 井	

○**監 事**：2名（ABC順）

監 事	真 鍋	俊 明
	松 原	修

○**支部長（兼務）**：7名（地区順）

・北海道	小 川	勝 洋
・東北	澤 井	高 志
・関東	根 本	則 道
・中部	中 沼	安 二
・近畿	青 笹	克 之
・中国四国	佐 野	壽 昭
・九州沖縄	居 石	克 夫

◇**諸規定の新設について**：第49回（平成15年）秋期特別総会の前日に開催された理事会で、実務に合わせて、「リスクマネジメント委員会内規」、「同取扱細則」、「病理診断講習会実務委員会内規」を制定した。その規定は以下のとおりである。

○**リスクマネジメント委員会内規**

平成15年11月19日制定

- この内規は、定款第26条第2号に基づき、リスクマネジメント委員会（以下「本委員会」という）を置き、その目的、業務担当などについて定める。
- 本委員会は、次に定める医療の現場で発生する病理診断に関わる緊急の判断を要する事項に対し、日本病理学会（以下「本学会」という）としての対応・公式見解を直ちに作成し、また、これらに関した本学会の運営についての意見を求められたときに直ちに調整・具申を行うことを目的とする。
- 本委員会は、以下に掲げる事項を担当する。
 - 病理診断に関わる誤診やこれに関連した医療過誤及び疑い事例への公式見解（法的に正式に依頼があった場合のみ対応する。）及び予防策
 - 標本作製時に発生する事故への公式見解及び予防策（標本の取り違いなど）
 - 病理専門医の広告に関し発生した患者などからの質問などにその院所単位では対処できない事例
 - カルテ開示に関わる病理診断の取り扱いへの対処及び事故防止策
 - 病理診断に関わる医療保険に関する疑義への公式見解
 - 病理専門医制度運営に関わる不正行為などへの対応
 - その他病理診断に関わるリスクマネジメントに関すること
- 本委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 委員は5名程度で構成する。委員の内に顧問弁護士を含むことができる。
- (2) 内部委員は、病理学領域における経験、識見を有する本学会員とする。
- (3) 委員の選出は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
- 2 委員会に委員長を置き、理事長が理事会に諮って決定する。また、必要に応じ、副委員長を置くことができる。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 本委員会は、委員長が招集し議長となる。
 - 2 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
 - 3 委員会の審議過程及び決定事項は、理事会に報告する。
6. この内規の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. この内規は、平成15年11月19日制定施行する。

○リスクマネジメント委員会内規取扱細則

平成15年11月19日制定

1. リスクマネジメント委員会内規に基づき、その取扱細則を以下のとおり定める。
2. リスクマネジメント問題の提議は、理事会に対して病理専門医を通じて行うものとする。
3. 緊急時には、「理事会」を「理事会または常任理事会」と読み替えるものとする。
4. この細則の改廃は、理事会の議決による。

○病理診断講習会実施委員会内規

平成15年11月19日制定

1. 病理専門医制度運営委員会の実施委員会として、病理診断講習会実施委員会（以下「本委員会」という）を置き、その目的、業務担当などについて定める。
2. 本委員会は、日本病理学会（以下「本学会」という）総会期間中に開催される病理診断講習会（臓器別病理診断講習会、系統的病理診断講習会）の企画、運営を行うことを目的とする。
3. 本委員会は、以下に掲げる事項を担当する。
 - (1) 毎年のテーマ等の決定
 - (2) 学会会長との交渉
 - (3) モデレーターや講演者との交渉
 - (4) ハンドアウトとプレパラートの収集と印刷準備
 - (5) 本学会本部への連絡
 - (6) 標本の整理
 - (7) 出版社との交渉、ハンドアウト印刷、プレパラート貸出の依頼
 - (8) アンケートの集計と演者、本学会への報告
 - (9) その他病理診断講習会に関すること

4. 本委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 委員は3名程度で構成する。
- (2) 委員は、病理学領域における経験、識見を有する本学会員とする。
- (3) 委員の選出は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
- 2 委員会に委員長を置き、理事長が理事会に諮って決定する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 本委員会は、委員長が招集し議長となる。
 - 2 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
 - 3 委員会の審議過程及び決定事項は、理事会に報告する。
6. この内規の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. この内規は、平成15年11月19日制定施行する。

◇定款施行細則、病理専門医制度規程等の規定改正について：

第49回（平成15年）秋期特別総会の前日に開催された理事会あるいは総会当日の会員総会で、社団法人日本病理学会病理専門医制度規程、病理専門医制度運営委員会実務委員会細則、口腔病理専門医制度規程、口腔病理専門医制度運営委員会実務委員会細則、倫理委員会内規及び倫理委員会内規取扱細則）の一部改正は、それぞれ原案のとおり決定した。新たな規定は以下のとおりである。

また、担当理事を委員長、部長に読みかえる担当理事関係規定（定款施行細則、役員（理事、監事）規程、役員選出方法指針、常置委員会規程、病理専門医制部会規程、口腔病理部会規程のほか各種委員会内規等）の一部改正も、それぞれ原案のとおり決定した。これに伴い新たな定款施行細則は以下のとおりである。

なお、担当理事関係規定の改正は20近くの規定が関わるため、定款施行細則以外はここでは省略し、社団法人日本病理学会会員名簿・2003年版（来春発行予定）の規定集に収録することで代えることにした。

○病理専門医制度規程

（昭和53年4.6制定施行、同58.4.5一部改正、平成元年3.30一部改正、同8.11.7一部改正、同9.11.13一部改正、同10.11.18一部改正、同11.1.7一部改正、同11.4.1一部改正、同13.4.6一部改正、同13.11.27一部改正、同14.7.8一部改正）

平成15年11月20日一部改正

1. 目 的

現代の医療における病理学の重要性にかんがみ、日本病理学会病理専門医の制度を設ける。この制度は、能力の優れた専門の病理医を認定することにより、わが国の医療の内容の一層の充実と発展に寄与し、併せて病理学の進歩に資することを目的とする。

2. 認定の方法

- (1) この制度により病理専門医の認定を受けようとする者は、この規程に基づき日本病理学会が行う資格審査ならびに認定試験に合格しなければならない。
- (2) 認定出願の資格は、次のとおりとする。
 - (イ) 日本国の医師免許を取得していること。
 - (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること。
 - (ハ) 出願時3年以上継続して日本病理学会会員であること。
 - (ニ) 病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定)を終了していること。
 - (ホ) 日本病理学会の認定する研修施設において5年以上人体病理学を实践した経験をもち、その期間中に次の各項の研修を終了していること。ただし、5年の実践期間のうち最高1年までを、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修(臨床検査医学研修を含む)をもって充当すること、また、法医学での研修期間は、2年(法医学専攻の大学院修了者)までを充当することができる。
 - (a) いちじるしく片寄らない症例についてみずからの執刀による病理解剖を行い、病理解剖学的診断を付したものの50例以上を経験していること。
 - (b) いちじるしく片寄らない症例についてみずから病理組織学的診断を付した生検(外科切除標本を含む)5,000例(50例の迅速診断を含む)以上を経験していること。
 - (c) 日本病理学会、国際病理アカデミー日本支部、あるいは日本病理医協会(支部を含む)等の主催する病理組織診断に関する講習を受講していること。
 - (d) 日本病理学会あるいは日本病理医協会等の主催する細胞診に関する講習を受講し、細胞検査士を指導し的確な診断をするに十分な細胞診の知識と経験を有してしていること。
 - (ヘ) 人体病理学に関する原著論文または学会報告が3編以上あること。
 - (ト) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること。
 - (チ) 人体病理業務に専任していること。
- (3) 資格審査は、出願者が提出した書類により病理専門医制度運営委員会資格審査委員会が行う。
- (4) 試験は、病理専門医制度運営委員会試験委員会が行う。試験は、資格試験とし、筆記試験および実地試験を課する。
- (5) 資格審査および試験についての細則は、別に定める。
- (6) 既に認定された病理医については、資格取得後5年ごとに資格の更新を行う。資格更新の細則は、別に定める。
- (7) 病理専門医に適格でない事由を生じた場合、認定を取消すことがある。

3. 研修施設

- (1) 上記2(2)(ニ)の項にいう日本病理学会の認定する研修施設とは次のものをいう。
 - (イ) 日本病理学会認定病院。
 - (ロ) 日本の大学医学部・医科大学の病理学講座・附属病院。
 - (ハ) 以上と同等またはそれ以上の内容を有すると認められるその他の施設(外国の施設を含む)。
 - (2) 認定病院の認定の実務は、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が行う。
 - (3) 認定病院の認定手続ならびに審査基準についての細目は、別に定める。
 - (4) 大学または認定病院と連携して病理業務を行い、研修に協力している施設で、認定病院の基準に満たないものについては、大学または認定病院の申請に基づき、日本病理学会において登録確認する。事情によっては、病院長自ら登録申請することもできる。この種の施設を登録施設とよぶ。
 - (5) 登録施設の登録・確認は、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が行う。
 - (6) 登録施設の登録・確認の取り扱いの細則は、別に定める。
- ## 4. 本制度の運営
- (1) 病理専門医制度を運営するため、病理専門医制度運営委員会を置く。
 - (2) 病理専門医制度運営委員会は、次の各号の委員を以て構成する。
 - (イ) 病理専門医部会長
 - (ロ) 医療業務委員長
 - (ハ) 教育委員長
 - (ニ) 理事の互選により選出された者1名
 - (ホ) 理事会で承認された日本病理学会学術評議員8名
 - (3) 委員の任期は2年とし、毎年半数を改選する。ただし、再任を妨げない。
 - (4) 前項の規定にかかわらず、(イ)から(ニ)の委員の任期は、それぞれの職務の任期中とする。
 - (5) 病理専門医制度運営委員会に委員長をおく。委員長は、病理専門医部会長を以て充てる。
 - (6) 病理専門医制度運営委員会に認定の実施のため、次の実務委員会を置くことができる。
 - (イ) 病理専門医資格審査委員会
 - (ロ) 病理専門医試験委員会
 - (ハ) 病理専門医施設審査委員会
 - (ニ) その他の必要な委員会
 - (7) 実務委員会に関する細則は、別に定める。

5. 補 則

この規程の改廃は、理事会の審議を経て、総会の議決による。

附 則

1. この内規は、平成15年11月20日から施行する。
ただし、2の(2)の(ニ)は、平成17年度医籍登録者から適用する。

○病理専門医制度運営委員会実務委員会細則

(平成 10 年 11 月 17 日一部改正, 同 11 年 1 月 7 日一部改正, 同 11 年 4 月 1 日一部改正, 同 13 年 11 月 26 日一部改正, 同 14 年 7 月 8 日一部改正)

平成 15 年 11 月 20 日一部改正

1. 病理専門医制度運営委員会に置く実務委員会は、次のとおりとする。
 - (1) 病理専門医資格審査委員会
 - (2) 病理専門医試験委員会
 - (3) 病理専門医施設審査委員会
2. 各実務委員会委員は、病理専門医制度運営委員会の議により理事長が理事・学術評議員のうちから委嘱する。
3. 各実務委員会の委員定数は、10 名以内とし、うち 2 名は病理専門医制度運営委員会委員を以て充てる。
4. 各実務委員会に委員長を置く。委員長は、病理専門医制度運営委員会選出の委員のうちから委員の互選により定める。
5. 実務委員会委員の任期は 2 年とするが、再任を妨げない。ただし、試験委員は 9 月からの 2 年とする。
6. 試験委員長及び病理専門医制度運営委員会選出の委員 1 名は、運営委員の任期を超えて就任することを優先する。
7. 病理専門医試験委員会に病理専門医試験実施委員会を置く。
8. 病理専門医試験実施委員は、病理専門医制度運営委員会が理事・学術評議員の中から選考し、理事長が当該試験の前年度の 9 月に委嘱する。任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
9. 病理専門医試験実施委員の氏名は試験前には公表しない。
10. この細則の改廃は、病理専門医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

1. この内規は、平成 15 年 11 月 20 日から施行する。

○口腔病理専門医制度規程

(昭和 63 年 5 月 25 日制定施行, 平成 10 年 4 月 15 日一部改正, 同 11 年 1 月 7 日一部改正, 同 13 年 11 月 27 日一部改正, 同 14 年 7 月 8 日一部改正)

同 15 年 11 月 20 日一部改正

1. 目 的

現代の医療における病理学の重要性にかんがみ、日本病理学会は口腔病理専門医の制度を設ける。

この制度は能力の優れた口腔病理医を認定することにより、わが国の医療の内容の一層の充実と発展に寄与し、併せて口腔病理学の進歩に資することを目的とする。

2. 認定の方法

- (1) この制度により口腔病理専門医の認定を受けようとする者は、この規程に基づき日本病理学会が行う資格審査ならびに認定試験に合格しなければならない。
- (2) 認定出願の資格は、次のとおりとする。
 - (イ) 日本国の歯科医師免許を取得していること
 - (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること
 - (ハ) 出願時満 3 年以上継続して日本病理学会会員であること
 - (ニ) 日本病理学会の認定する研修施設において満 5 年以上人体病理学を実践した経験を持ち、その期間中に次の各項の研修を終了していること
 - (a) いちじるしく片寄らない症例について、みずからの執刀による病理解剖を行い、病理解剖学的診断を附したものの 10 例以上を経験していること
 - (b) 口腔領域のいちじるしく片寄らない症例について、みずから病理組織学的診断を附した生検 1,000 例 (若干の迅速診断を含む) 以上を経験していること
 - (c) 細胞診の基礎的能力を修得していること
 - (ホ) 人体病理学に関する学会報告または原著論文が 3 編以上あること
 - (ヘ) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること
- (3) 資格審査は、出願者が提出した書類により口腔病理専門医制度運営委員会資格審査委員会が行う。
- (4) 試験は、口腔病理専門医制度運営委員会試験委員会が行う。試験は資格試験とし、筆記試験および実地試験を課する。
- (5) 資格審査および試験についての細則は、別に定める。
- (6) 既に認定された口腔病理医については、資格取得後 5 年ごとに資格の更新を行う。資格更新の細則は、別に定める。
- (7) 口腔病理専門医に適格でない事由を生じた場合、認定を取消すことがある。

3. 研修施設

- (1) 上記 2 の (2) の (ニ) の項にいう日本病理学会の認定する研修施設とは、次のものをいう。
 - (イ) 日本病理学会病理専門医制度規程第 3 の (1) の (イ) の定める日本病理学会認定病院。
 - (ロ) 日本の大学歯学部・歯科大学の病理学・口腔病理学講座・附属病院および日本の大学医学部・医科大学の病理学講座・附属病院
 - (ハ) 以上と同等またはそれ以上の内容を有すると認められるその他の施設 (外国の施設を含む。)

4. 本制度の運営

- (1) 口腔病理専門医制度を運営するため、日本病理学会に口腔病理専門医制度運営委員会を置く。

- (2) 口腔病理専門医制度運営委員会は、次の各号の委員を以て構成する。
- (イ) 口腔病理部会長
 - (ロ) 病理専門医制度運営委員会より選出された理事1名
 - (ハ) 理事会で承認された日本病理学会学術評議員6名
(口腔病理専門医4名以上を含む)
- (3) 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、理事委員の任期は、それぞれの職務の任期中とする。
- (4) 口腔病理専門医制度運営委員会に委員長を置く。委員長は、口腔病理部会長を以て充てる。
- (5) 口腔病理専門医制度運営委員会に認定の実施のため、次の実務委員会を置くことができる。
- (イ) 口腔病理専門医資格審査委員会
 - (ロ) 口腔病理専門医試験委員会
 - (ハ) その他の必要な委員会
- (6) 実務委員会に関する細則は、別に定める。
5. この規程の改廃は、理事会の審議を経て、総会の議決による。

附 則

1. この内規は、平成15年11月20日から施行する。

○口腔病理専門医制度運営委員会実務委員会細則

(平成10年4月15日一部改正、同11年1月7日一部改正、同13年11月26日一部改正、同14年7月8日一部改正)

平成15年11月20日一部改正

1. 口腔病理専門医制度運営委員会に次の実務委員会を置く。
 - (1) 口腔病理専門医資格審査委員会
 - (2) 口腔病理専門医試験委員会
2. 各実務委員会委員は、運営委員会の議により理事長が学術評議員のうちから委嘱する。
3. 資格審査委員会の委員定数は2とし、運営委員会委員を以て充てる。
4. 試験委員会の委員定数は5とし、うち4名は運営委員会委員を以て充てる。
5. 実務委員会委員の任期は2年とするが、再任を妨げない。ただし、試験委員は9月からとする。
6. 試験委員会に試験実施委員会を置く。
7. 試験実施委員は、運営委員会が学術評議員の中から選考し、理事長が当該試験の前年度の9月委嘱する。任期は1年とする。再任を妨げない。
8. 試験実施委員の氏名は試験前には公表しない。
9. 各実務委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により定める。
10. 以上のほか所要の事項は、口腔病理専門医制度運営委員会において定める

附 則

1. この内規は、平成15年11月20日から施行する。

○倫理委員会内規

(平成13年4月6日制定施行)

同15年11月20日一部改正

1. この内規は、定款第26条第2号に基づき、倫理委員会(以下「本委員会」という。)を置き、その目的、業務担当などについて定める。
2. 本委員会は、病理学領域に係る研究や診療等に関する倫理問題を検討し、倫理問題に関する他の機関等との交流・調整を行うことを目的とする。
3. 本委員会は、理事会の諮問に応じて以下に掲げる事項を担当する。
 - (1) 病理学領域に係る研究や診療等に関する倫理問題の検討及び報告業務
 - (2) 倫理問題に関する他の機関等との交流・調整業務
 - (3) その他倫理問題に関する業務
4. 本委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 委員は10名以内で構成する。
 - (2) 委員は、男女両性で構成し、病理学領域における経験、識見を有する学会員、及び外部委員として人文、社会科学の有識者、及び一般の立場を代表する者を含むものとする。
 - (3) 委員は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
 - 2 委員会に委員長を置き、理事長が理事会に諮って決定する。また、必要に応じ、副委員長を置くことができる。
 - 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 本委員会は、委員長が招集し議長となる。
 - 2 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
 - 3 委員会の審議過程及び決定事項は、理事会に報告する。
6. 本委員会の内規、委員の氏名、委員の構成及び守秘義務のある条項を除いた議事要旨は、公開するものとする。
7. 審査対象となる研究計画に関係する委員は、当該研究計画の審査に関与してはならない。ただし、本委員会の求めに応じて、その会議に出席し、説明することを妨げない。
8. 本委員会の軽易な事項の審査を円滑に行うために、小委員会を置く。
 - 2 小委員会委員は、本委員会委員長が必要に応じて数名を指名する。
 - 3 小委員会の審査の結果は、審査を行った以外のすべての委員に報告するものとする。
9. この内規の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. この内規は、平成15年11月20日から施行する。

○倫理委員会内規取扱細則

(平成 13 年 4 月 6 日制定施行)

同 15 年 11 月 20 日一部改正

1. 倫理委員会内規に基づき、その取扱細則を以下のとおり定める。
2. 倫理問題の提議は、理事会に対して学術評議員を通じて行うものとする。
3. 緊急時には、「理事会」を「理事会または常任理事会」と読み替えるものとする。
4. この細則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. この内規は、平成 15 年 11 月 20 日から施行する。

○定款施行細則

(平成 11 年 1 月 7 日制定施行, 同 12 年 4 月 12 日一部改正,
同 13 年 4 月 6 日一部改正, 同 14 年 3 月 27 日一部改正,
同 14 年 7 月 8 日一部改正)

平成 15 年 11 月 20 日一部改正

第 1 章 会 員

- 第 1 条 この法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費とともに理事長宛て提出するものとする。
- 2 会員の入会を理事会で承認したときは、この法人からその旨を通知する。
- 第 2 条 会員は、その主たる職場又は住居の在る都道府県により、別に定める区分によって、それぞれの支部に所属するものとする。
- 第 3 条 名誉会員は、別に定める内規により理事会の提議に基づいて総会の議を経て推薦されるものとする。
- 2 名誉会員に推薦されたときは、理事長よりその旨を通知する。
- 3 名誉会員は、学術評議員会及び総会に出席して、意見を述べるができる。ただし、議決には加わらない。
- 第 4 条 正会員、学生会員及び名誉会員は、定款に定めるもののほか次の権利を有する。ただし、前年度の会費を納入しないときは、この限りではない。
- (1) この法人の主催する学術集会などに研究の成果を発表すること。
 - (2) 別に定める投稿規定に従って、論文その他を「日本病理学会会誌」、「Pathology International」及び「診断病理」に投稿すること。
- 第 5 条 会員は、この法人の行う各種の行事に参加することができる。
- 第 6 条 会員は、1 年分の会費を前納しなければならない。

第 2 章 入会金及び会費

第 7 条 この法人の会費の額は、以下のとおりとする。

会員の種類	年 額
正 会 員	
学術評議員	20,000 円
一般会員	15,000 円
一般会員 (大学院生・初期研修医)	10,000 円
学生会員	5,000 円
名誉会員	無料 (機関誌「欧文誌」の希望者は実費)
賛助会員	50,000 円以上
機関会員	5,000 円

- 2 満 65 歳に達した学術評議員歴 25 年以上の会員で、5 年分の会費相当額 (学術評議員会費) を一括納入した場合は、これを終身会費とし、以後の会費は免除される。ただし、機関誌「日本病理学会会誌」は無料で配布するが、「Pathology International」は、希望者に実費で配布する。

第 8 条 会費の納入は、年 1 回とし、毎年度 3 月末日までに前納しなければならない。ただし、会費に値上げ等の変動があった場合はこの限りではない。

第 9 条 入会金は、当分の間、納入することを要しない。

第 3 章 役員の選任

- 第 10 条 役員(理事、監事)は、就任時年度内の年齢が満 63 歳以下の者とする。
- 2 役員は、選挙(郵便投票)によって選出し、総会で選任する。
- 第 11 条 理事は、次の各号に定める方法によって選出する。
- (1) 理事長は、選出された理事名簿(地方区選出理事と全国区選出理事)により、第二段選挙(郵便投票)によって選出すること
 - (2) 副理事長(2 名)及び常任理事(財務委員長、学術委員長、病理専門医部会長の 3 名)は、理事長が理事のうちから推薦し、理事会で選出すること
 - (3) 地方区選出理事は、各支部に所属する正会員による選挙によって選出すること
 - (4) 全国区選出理事は、正会員による選挙によって選出すること
 - (5) その他理事の選出に関し必要な事項は、別に定めること
- 第 12 条 監事は、正会員による選挙(郵便投票)によって選出する。
- 2 監事には、この法人の理事又はその親族その他特別の関係のある者及び職員が含まれてはならない。

第 4 章 支 部

第 13 条 この法人の支部は、北海道、東北(新潟県を含む)、関東(山梨県を含む)、中部(三重県を含む)、近畿、中

国四国および九州沖縄の7支部とする。

- 第14条 各支部に支部長を置く。
- 2 その選出は各支部に所属する正会員の選挙による。
 - 3 支部長は、地方区選出理事となる。

第5章 学術集会

- 第15条 この法人は、毎年春秋2期にそれぞれ学術集会及び秋期特別学術集会を開催する。
- 第16条 学術集会の会期は4月、秋期特別学術集会の会期は11月とする。ただし、何れの会期も時宜により変更することができる。開会期間は何れも2日ないしは4日の間とする。
- 第17条 この法人に学術集會会長（以下、「会長」という。）及び次期学術集會会長各1名を置く。
- 2 学術集會に、会長のほか副会長1名を置く。ただし、うち1名はこの法人の總會開催地に所属機関をもつ学術評議員でなければならない。
- (1) 会長は、学術集會を主催し、その運営を統括すること
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、又は必要があるときは会長を代理すること
 - (3) 会長、副会長は、必要があるときは理事会に出席して、意見を述べることができること
- 第18条 次期会長は、理事会においてその候補者を選考し、總會において決定する。
- 2 会長の候補者は、就任時の年齢が満65歳以下の者とする。
- 第19条 秋期特別学術集會の運営は、別に定める。

第6章 刊行物

- 第20条 この法人の機関誌として、「日本病理学会会誌」、[Pathology International]及び「診断病理」を発行し、「日本病理学会会誌」及び「診断病理」は、和文誌とし、「Pathology International」は、欧文誌とする。
- 2 「日本病理学会会誌」は、原則として年間2回、「Pathology International」は、年間12回、「診断病理」は、年間4回発行する。投稿原稿の取り扱いはそのそれぞれの投稿規定による。
 - 3 この法人は、「日本病理剖検輯報」を原則として年1回発行するものとする。
 - 4 それぞれの編集委員の選出、任期及び役割については、別に定める。

第7章 学術評議員

- 第21条 学術評議員の任期は、これを定めない。
- 2 学術評議員には、定款第19条及び第20条の条項を準用する。ただし、これらの条項中「役員」を「学術評

議員」と読み替えるものとする。

- 第22条 学術評議員会は、理事長が招集する。
- 2 学術評議員会の議長は、会議の都度、出席会員の互選で定める。
 - 3 学術評議員会の運営等については、別に定める。

第8章 補則

- 第23条 この施行細則は、理事会及び總會の議決を経た上、定款の改正が文部大臣に認可された日から施行する。
- 第24条 この施行細則の改廃は、理事会の議を経て、總會で決定する。

附 則

1. この施行細則は、平成15年11月20日から施行する。

◇秋期特別總會世話機関の選出について：第51回(平成17年)秋期特別總會世話機関として、東京大学(深山正久教授)を決定した。

◇宿題報告担当者等について：以下のとおり決定した。

- (1) 第94回(平成17年度)總會宿題報告担当者には、小野江和則、小川勝洋、山口 朗の各会員。
- (2) 第50回(平成16年度)秋期特別總會における病理診断シリーズの演者には、本山梯一、糸山進次の両会員。

◇会員の海外派遣等について：今年度事業計画に係る「会員の海外派遣」、「海外病理学会会員の招へい」及び「ドイツ派遣研究員(留学生)」事業は、以下のとおり決定した。

- (1) 第5回(平成15年度)会員海外派遣者は、市原 周、仙波秀峰の両会員。
- (2) 第4回(平成16年度)海外病理学会会員の招へい事業は、浜名湖国際セミナー(聖隷浜松病院；小林 寛)、第3回東京泌尿生殖器病理組織講習会(東京慈恵会医大；鷹橋浩幸)。
- (3) ドイツ派遣研究員(留学生)は、倉田 厚会員。

◇国立大学附属病院のマネジメント改革案について：国立大学医学部附属病院長会議からの「国立大学附属病院の医療提供強化を目指したマネジメント改革について(提言)の趣旨等について(依頼)」に対する本学会の見解を以下のとおりまとめ、同会議常置委員長に提出した。

平成15年11月5日

国立大学医学部附属病院長会議 常置委員会委員長
千葉大学医学部附属病院長 藤沢武彦先生

社団法人日本病理学会
理事長 森 茂郎

○“国立大学付属病院の医療提供強化を目指したマネジメント改革について(提言)の趣旨等について(依頼)”に対する(社)日本病理学会の見解

このたび国立大学医学部附属病院長会議常置委員会委員長藤沢武彦先生から通知された、「国立大学付属病院の医療提供強化を目指したマネジメント改革について（提言）」の趣旨等について（依頼）」（以下、「趣旨等」と省略）につき、（社）日本病理学会は以下の見解を持っておりまして、ここに表明いたします。

日本病理学会は、平成14年に国立大学医学部附属病院長会議常置委員会伊藤晴夫委員長より示された“国立大学付属病院の医療提供強化を目指したマネジメント改革について（提言）”（以下提言と略します）について、医療の質や医学教育・研究に対する視点が欠如しており、提言が実施されると、大学病院の中央診療部門の医療機能、特に病院病理の機能に重大な問題が生じかねないとの判断のもとに、同年3月、以下のような見解表明を行いました。

1. 病理部の責任者は病院病理部に専従する病理医であるべきである。
2. 病理部技師は専門性が高いので、異なる職種の一括管理では円滑な業務の遂行が困難で、無理がある。
3. 標本作製業務は、外部委託すべきでない。

このたびの「趣旨等」では、病理部など中央診療部門の責任者は病院病理部に専従する病理医であるべきである、という我々の見解に対して、その責任体制を継続することと認めつつ、将来的にその責任者が講座を併任とする、という判断が示されております。私はこの判断自体は「これを理由とした人員削減がされないことの保障」などの条件が充たされれば、一つの形として採用しうるものと考えておりますが、なお提言は、病理学講座をはじめとする講座、診療科の人員削減による医療、教育、研究体制の低下をひきおこすような方向に事態を進ませかねない危険性を包含していることを危惧しております。さらに、病理部技師の一括管理という組織体制は医療内容を低下させる施策にほかならないこと、標本作製業務の外注委託は、診断の遅れと不十分さ、技術水準の低下に繋がり、さかのぼっての検証も円滑かつ十分に行えないところから、標本作成を外部委託すべきでないと考えていることを、繰り返しになりますが申し上げます。

提言が公表された後、諸方面で行われた論議の中で、(1)文科省は病院の中央診療施設は非常に大切であると認識している、(2)提言はあくまでも個々の大学の判断の資料であり、大学病院をどう変えるかの判断は個々の大学に任されている、との大臣、局長答弁があったこと、ここから今後の国立大学病院における中央診療部門が、提言の文言通りの一律対応を要求されているのではなく、実は各大学の判断に任されていること、さらに提言は各病院での病理機能の充実を否定するものではないことなどの公的判断が示されてきております。貴委員会におかれましては、これらの判断を確認いただいていると理解しております

が、その上であらためて大学病院において病理学が担っている医療における最終診断としての役割や、医療内容の検証の役割が、昨今の医療状況のもとますます重くなっていることをご理解いただきまして、中央診療部門、なかんずく病院病理業務の充実のためにご尽力いただきますよう、よろしく願いたします。

◇新医師臨床研修制度におけるCPCレポート作成について：新医師臨床研修制度における「CPCレポート作成に関する提言、指針」の追加説明を以下のとおりまとめた。

○新医師臨床研修制度におけるCPCレポート作成について 卒後臨床研修ワーキンググループ 委員長 井内 康輝

新医師臨床研修制度のもとで、研修医にとって必修項目のひとつとなるCPCレポートの作成について、研修病院等からお問い合わせがありますので、以下に改めてこれまでの経過を含めてご報告します。

研修医のCPCレポート作成は、大学附属病院を含む各研修病院において病理医がその指導にあたらなければなりません。この新たな指導業務に対する病理医の対応について、(社)日本病理学会として検討するために病理専門医制度運営委員会（委員長：長村義之）のもとに卒後臨床研修ワーキンググループが作られ、様々な検討を行ってきました。

まず、CPCレポート作成指導に関する提言（平成14年10月29日）が（社）日本病理学会の公式見解として発表され(1)学会としてはCPCレポート作成を通じて、研修医の指導に積極的に関与することを表明しました。

次いで、CPCレポート作成に関する指針を作成してCPCの形式やCPCレポートの記載内容及び作成要領を示し、これを平成14年12月11日に提示しました(厚生労働省へ提出。(2))。この指針では、各病院で従来行われているCPCを、全ての研修医にあてはめて行うことは事実上不可能であると考えられることから“教育型CPC”として簡素な形式のCPCも可能であることを提案しています。

CPCレポートの実際については、厚生労働省からの求めもあって、その書式のスタンダードを提示することが必要と考え、2例の具体例を作成し、平成15年1月9日に厚生労働省に提出しました。そのうち1例について、雑誌に掲載しています(3)。

ここに提示されているCPCレポートが詳細なものであることから、各研修病院でこれを標準としたレポート作成は不可能であるのご意見が寄せられています。この例示はある意味で“病理解剖及びCPCの意義”を本質的に考えた場合、そのありたい姿であり、ひとつの理想型を提示したものです。一方で、CPCの形式について“教育型CPC”として簡素化したCPCを実施することが可能であると同様、CPCレポートの内容も簡素化することは可能と考えます。また、全ての研修医が自ら病理診断をつけることが求められている訳ではありませんので、

病理医がつけた病理診断を理解できる能力の獲得が目標であるとみるべきでしょう。CPCレポートの内容は各病院の研修委員会で判断することであり、(社)日本病理学会として最初から簡素化したものを提示することは、(社)日本病理学会自身が“病理解剖及びCPCの意義”をまげることにも連がりかねないことを恐れ、提示したCPCレポートの具体例は、ひとつの理想的な内容での提示となったことをご理解いただきたいと思います。

これらCPCレポート作成に関する一連の資料の提出によって、研修制度の中でこの必修項目が病理医に大きな負担を与えることを厚生労働省は認識されたと考えます。一連の資料は、「新医師臨床研修制度におけるCPCレポート作成に関する資料一覧」として(社)日本病理学会が小冊子にまとめ、配布致しました。お手元がない場合は(社)日本病理学会事務局にお問い合わせ下さい。また病理解剖の経費については先日、厚生労働省から問い合わせがあり、日本病理学会の試算(平成4年5月1日)を提示致しました。これについても厚生労働省内で検討が行われていると考えます。

CPCレポート作成に関する研修医への参考書が現在、各出版社から刊行の準備がなされていますので、ご紹介致します。これらはいずれも(社)日本病理学会の基本方針に準拠していると思えますが、編者あるいは著者の独自の見解も披歴されていると考えます。

1. 雑誌「病理と臨床」短期緊急連載(田村浩一)
 - 1) 新医師臨床研修制度におけるCPC症例呈示とレポート作成の必修化にあたって
 - 2) CPC研修のための必要な準備 他
2. 「臨床必修必携：CPCレポート作成マニュアル」(編集：田村浩一)，南山堂(2004年2月刊行予定)
3. 「臨床医，初期研修医のための病理マニュアル(仮題)」(編集：笹野公伸，森谷卓也，真鍋俊明)，文光堂(2004年3月刊行予定)

新医師臨床研修制度のもとでのCPCレポート作成の指導は病理医にとって過重な負担であるとのご意見もあると考えますが、これを機会に病理医の存在意義を社会にアピールし、各病院で常勤病理医の確保が積極的に行われ、病理医をめざす人材が増えることを切に願うものです。

なお、本文中に引用番号のある記事は以下です。

- (1) 医学のあゆみ 204(12)：887, 2003
- (2) 医学のあゆみ 204(12)：888, 2003
- (3) 医学のあゆみ 204(12)：891, 2003

◇サブスペシャリティーに関する見解について：「病理サブスペシャリティーに関する見解」を以下のとおりまとめた。

○病理サブスペシャリティーに関する見解

平成15年11月
社団法人 日本病理学会

本学会では、病理医あるいは臨床医の中に、特定の臓器等の病理診断における専門性の認定された“サブスペシャリスト”を制度的に設けること(サブスペシャリティーと呼ぶ)の妥当性について、1993年より1996年まで、論議を断続的に行ってまいりましたが、明確な結論を得るには至りませんでした。2002年秋の学術評議委員会において、この問題についての論議の継続が必要であるとの意見がありましたので、理事会は専門医制度運営委員会(長村義之委員長)に本件の審議を依頼しました。委員会は真鍋俊明委員を担当者としたワーキンググループに本件の論点の整理と見解案作成を依頼し、その結果、このたび真鍋委員より別紙のような答申書が提出されました。これを受けて専門医制度運営委員会および理事会は、サブスペシャリティーの妥当性について審議し、以下のような見解を持つに至りましたので、ここに表明いたします。

1. 本学会は当面、病理医を対象にした“サブスペシャリスト”の認定は、屋上屋を重ねることになるので、行わない。
2. 病理医の診断能力の向上を図って、本学会の傘下に、各臓器等の診断病理専門分野ごとの分科会、グループなどをつくり、機能させることを推奨する。
3. 臨床医が多く病理診断に関与している臓器等において、臨床医に対してサブスペシャリストとしての認定を行うことについては、今後の課題とし、臓器等別に、状況の熟成を待って今後検討してゆくものとする。この場合、
 - (1) それら臨床系サブスペシャリストが病理診断をおこなう場所
 - (2) 臨床系サブスペシャリストと病理医との協調体制
 - (3) 臨床系サブスペシャリスト希望者に対する教育のための研修機関の認定
 - (4) これを教育する病理医の選定

◇診療報酬改定の要望について：「病理学的検査について診療報酬の改定に向けた要望書」を理事長名で厚生労働省保険局医療課長に以下のとおり提出した。

厚生労働省保険局医療課 平成15年8月18日
医療課長 西山正徳 殿

社団法人日本病理学会
理事長 森 茂郎

要望書

平成16年度包括化項目の見直しに向けて、病理学的検査について下記の事項を要望いたします。

要望課題

「ドクターフィーの要素が強い検査項目については包括化を

改め、出来高払い方式とする」

対象となる項目（現行項目による）

- | | |
|---------------------|---------|
| 1. D100 病理組織迅速顕微鏡検査 | 1,790 点 |
| 2. D104 病理診断料 | 255 点 |
| 3. D105 病理学的検査判断料 | 146 点 |

要望理由

病理検査は診断上・経過観察上重要な検査であり、診療上必須の検査である。現在、病理医の関与度が高くドクターフィーの性格が高い病理検査も特定機能病院では包括化されている。診療上必要不可欠な病理検査が省略されることがないようにそれらを出来高払いにすることが望まれる。上記の病理検査項目はいずれも病理医の関与度が高く、かつ診療上も重要な役割を果たしている。項目1については外科手術と密接に関係しており、手術が出来高払いであることから本項目も横並びにすべきと考える。

◇2003年度病理学教育セミナー：IAP日本支部主催、日本病理学会後援の同セミナーは、平成15年11月22日（土）、東医健保会館にて実施された。講師は、15名であった。

◇臨時理事会：平成15年12月25日（木）に持ち回り理事会を開催した。議事録に署名する参加者代表に廣橋説雄、恒吉正澄の両理事が指名された。

○協議事項については、以下のとおり、承認、決定が行われた。

1. 諸規定の設置・改訂に伴う委員会委員の選出に関する件
本件は、リスクマネジメント委員会委員（内部委員4名、外部委員1名）及び倫理委員会委員（外部委員）の選任に関する件であり、以下のとおり決定した。
 - (1) リスクマネジメント委員会委員の選出に関する件
リスクマネジメント委員会内規が今秋総会時の理事会で決定した。このため、内規により委員の選出を行った。委員には、井内康輝、野々村昭孝、長村義之、坂本穆彦、児玉安司（外部委員・弁護士）。
 - (2) 倫理委員会委員の選出に関する件
倫理委員会内規が今秋総会時の理事会で改訂された。このため、外部委員のうち「一般の立場を代表する者」1名の委員に中島みち氏。

◇診療行為に関連した患者死亡の届け出について：本学会は、日本内科学会、日本外科学会、日本法医学会と一緒に医療事故の発生・再発の予防に関する検討、協議を行ってきた。その結果、本年2月6日に標記の4学会共同声明が採択された。その要旨及び共同声明は以下のとおりである。

○4学会共同声明『要旨』

医療事故が社会問題化する中、医療の安全と信頼を向上させることが急務となっている。医療事故の発生・再発を予防するためには、事故の原因を徹底的に分析し、それを除去するため

の対応策を採ることが最も重要である。このため、事故事例情報を医療機関等から幅広く提供されることが必要となっており、厚生労働省は一定の医療事故情報を広く医療機関から日本医療機能評価機構内の第三者機関に報告させる制度を創設し、本年4月からスタートする。

その一方、医療の信頼性向上のためには、患者やその家族に対する十分な情報提供を行ない、医療の透明性を高めることが重要である。このためには医療事故が発生した際に、患者やその家族（遺族）が事実経過を検証し、公正な情報を得る手段が担保されることが必要である。そのためには医療機関から医療事故の届出を受けて、専門的知識を持つ第三者が医療内容を分析・検討し、患者や家族を含む当事者に報告する制度が求められる。この問題については、診療行為に関連して患者が死亡した場合、どのような事例を医師法第21条の異状死として所轄警察署に届出なければならないかの問題がある。現在までこの問題については明確な基準がなく、各学会が独自に指針を示すなど、臨床現場において混乱を招いてきた。

そのため、日本内科学会・日本外科学会・日本病理学会・日本法医学会の4学会は共同で検討を重ね、厚生労働省・日本医師会・日本医療機能評価機構にもご意見を伺い、このたび別紙のとおり共同声明を公表することとした。

この声明は、医療の安全と信頼向上のために医療事故の届出制度を受けて、死体解剖を含めた諸々の分析方法を駆使し、診療経過を全般にわたり検証する第三者から成る中立的専門機関の構築を提起する。患者の死亡に診療行為が関連した可能性があるすべての場合については、このような中立的専門機関に届出を行なう制度を可及的速やかに確立したい。

われわれ4学会はすでに届出制度と中立的専門機関の創設に向けてワーキンググループを組成し、検討を始めている。今後、管轄省庁・地方自治体担当部局・他医療関連団体・学術団体などと連携して、この問題に取り組んでいく所存である。

○診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～

医療事故が社会問題化する中、医療の安全と信頼の向上を図るための社会的システムの構築が、重要な課題として求められている。医療安全対策においては、事故の発生予防・再発防止が最大の目的であり、事故の原因を分析し、適切な対応策を立て、それを各医療機関・医療従事者に周知徹底していくことが最も重要である。このためには、事故事例情報が医療機関等から幅広く提供されることが必要である。

また、医療の信頼性向上のためには、事故が発生したときに、患者やその家族のみならず、社会に対しても十分な情報提供を図り、医療の透明性を高めることが重要である。そのためには、患者やその家族（遺族）が事実経過を検証し、公正な情報を得る手段が担保されることが必要である。

このような観点から、医療事故に関して何らかの届出制度が

必要であると考えられる。ただ、どのような事例を誰が、何時、何に基づいて、何処へ届ける制度が望ましいかなどについては多様な考え方があり、日本内科学会・日本外科学会・日本病理学会・日本法医学会の4学会は、共同でこの問題について検討を重ねてきた。

とくに、診療行為に関連して患者死亡が発生した場合、どのような事例を異状死として所轄警察署に届出なければならないかを検討してきた。この問題については明確な基準がなく、臨床現場において混乱を招いているが、少なくとも判断に医学的専門性をとくに必要としない明らかに誤った医療行為や、管理上の問題により患者が死亡したことが明らかであるもの、また強く疑われる事例を警察署に届出るべきであるという点で、一致した見解に至っている。

さて医療の過程においては、予期しない患者死亡が発生し、死因が不明であるという場合が少なからず起こる。このような場合死体解剖が行なわれ、解剖所見が得られていることが求められ、事実経過や死因の科学的で公正な検証と分析に役立つと考えられる。また、診療行為に関連して患者死亡が発生した事例では、遺族が診断名や診療行為の適切性に疑念をいだく場合も考えられる。この際にも、死体解剖による検証が行われていることが、医療従事者と遺族が事実認識を共通にし、迅速かつ適切に対応していくために重要と考えられる。

したがって、医療の過程において予期しない患者死亡が発生した場合や、診療行為に関連して患者死亡が発生した場合に、何らかの届出が行われ、死体解剖が行われる制度があることが望ましいと考える。しかし、医療従事者の守秘義務、医療における過誤の判断の専門性、高度の信頼関係に基礎をおく医師患者関係の特質などを考慮すると、届出制度を統括するのは、犯罪の取扱いを主たる業務とする警察・検察機関ではなく、第三者から構成される中立的専門機関が相応しいと考えられる。このような機関は、死体解剖を含めた諸々の分析方法を駆使し、診療経過の全般にわたり検証する機能を備えた機関であることが必要である。また、届出事例に関する医療従事者の処分、義務的な届出を怠った場合の制裁のあり方、事故情報の公開のあり方などについても今後検討する必要がある。

以上により、医療の安全と信頼の向上のためには、予期しない患者死亡が発生した場合や、診療行為に関連して患者死亡が発生したすべての場合について、中立的専門機関に届出を行なう制度を可及的速やかに確立すべきである。われわれ4学会は、管轄省庁、地方自治体の担当部局、学術団体、他の医療関連団体などと連携し、在るべき医療事故届出制度と中立的専門機関の創設を速やかに実現するため結集して努力する決意である。

平成16年2月6日

社団法人日本内科学会
理事長 藤田 敏郎

社団法人日本外科学会
会長 松田 暉

社団法人日本病理学会
理事長 森 茂郎

日本法医学会
理事長 勝又 義直

◇平成16年度細胞診講習会：井内康輝世話人（広島大学）のもとで、平成16年5月15日（土）～16日（日）、広島大学にて実施された。60名が受講した。講師は、廣川満良、小林省二、元井 信、佐々木なおみ、園部 宏、亀井敏昭の6名であった。

◆第93回総会（平成16年度）：北海道大学を世話機関として、長嶋和郎会長、吉木 敬副会長のもとで、平成16年6月9日（水）～11日（金）の3日間、札幌コンベンションセンターにて開催された。

宿題報告は、森秀樹（岐阜大学）による「大腸癌の発生と予防」、中沼安二教授（金沢大学）による「肝内胆管の病理：原発性胆汁性肝硬変（PBC）を中心に」、筒井祥博教授（浜松医科大学）による「サイトメガロウイルス感染症における神経病理性の発生の機序」の3題であった。特別講演は、畠山昌則教授（北海道大学遺伝子病制御研究所）による「ヘリコバクター・ピロリ菌と胃癌」の1件、招待講演は、米国からの3件であった。さらに関連学会とのジョイントシンポジウム・レクチャーが開かれた。一般演題1,132題と指定演題181題を合わせた1,313題が発表された。

このほかシンポジウム5セッション、ワークショップ20件、ランチョンセミナー11題の発表と討論が行われた。

また、系統的（腎臓・皮膚）・臓器別（中枢神経・頭頸部口腔・小児病理・造血器リンパ節・心血管・肝胆膵・細胞診）講習会が開かれた。

○今後予定されている総会は、以下のとおりである。

- 1) 第50回秋期特別総会（平成16年度）
世話機関：名古屋市立大学大学院医学研究科臨床病態病理学分野
代表世話人：栄本忠昭教授
会 期：平成16年12月2日（木）～3日（金）
会 場：名古屋国際会議場
- 2) 第94回総会（平成17年度）
世話機関：東海大学医学部基盤診療学系病理診断学教室
会 長：長村義之教授
会 期：平成17年4月14日（木）～16日（土）
会 場：パシフィコ横浜
- 3) 第51回秋期特別総会（平成17年度）
世話機関：東京大学大学院医学系研究科人体病理・病理

診断学分野

代表世話人：深山正久教授

会 期：平成 17 年 11 月 17 日（木）～18 日（金）

会 場：東京大学安田講堂

4) 第 95 回総会（平成 18 年度）

世話機関：杏林大学医学部病理学教室

会 長：坂本穆彦教授

会 期：平成 18 年 4 月 30 日（日）、5 月 1 日（月）～2 日（火）

会 場：京王プラザホテル（東京・新宿）

◇上記特別総会に関連して開催された理事会、学術評議員会並びに総会について：平成 16 年 2 月 23 日と 5 月 7 日に学士会分館（赤門）及び 6 月 8 日（第 93 回総会の前日）にロイトン札幌にて理事会が開催され、翌 9 日（学術集会初日）には学術評議員会、10 日には総会が開かれた。これらの理事会、学術評議員会、総会では、理事長報告、各種委員会委員長報告等が行われた。

協議事項としては、総会において平成 15 年度事業報告並びに収支決算報告、平成 16 年度追加事業、新名誉会員 113 名の推戴者並びに新学術評議員 39 名の候補者、病理専門医制度規程の一部改定、第 95 回（平成 18 年）総会会長の選出が協議され、それぞれ理事会承認の原案どおり決定した。

このほか、理事会では、会員の海外病理学会参加支援事業で 1 名、平成 15 年度下期の新入会員 40 名（年度合計は 187 名）、平成 16 年度各種委員会委員の選出が協議され、それぞれ理事会承認の原案どおり承認された。

学術評議員会では、学会の将来構想、学会の財務、病理専門医部会のあり方・活動、病理系技術者との連携に関して活発な意見交換が行われた。

また、平成 16 年 2 月 23 日に東京・学士会分館にて役員会が開かれ、新理事の役割分担を決めた。

総会の席上で、第 5 回（平成 15 年度）学術奨励賞の授与が行われた。

◇春期理事会：平成 16 年 2 月 23 日（金）に学士会分館（赤門）にて開催された。出席者は、森 茂郎、坂本穆彦、廣橋説雄、長村義之、青笹克之、柴本忠昭、林 良夫、井内康輝、加藤 洋、向井 清、根本則道、居石克夫、恒吉正澄、堤 寛（以上理事）、松原 修、向井萬起男（監事）、海老澤達也、大藪いづみ、菊川敦子（以上事務局）の各氏であった。

森理事長の司会により議事を進行した。今回の議事録に署名する出席者代表に向井 清、居石克夫の両理事が指名された。

○報告事項として以下のことが報告された。

1. 理事長報告

（人事関係）

- (1) 12 月の臨時理事会において、リスクマネジメント委員会委員（内部委員には長村義之、坂本穆彦、井内康輝、野々村昭孝の 4 名、外部委員には児玉安司弁護士）及び倫理委員会委員（外部委員には中島みち氏）の選任を行った。

- (2) 本学会から平成 17 年度科研費補助金審査員の推薦者を選考し、推薦した。

- (3) 12 月 25 日に三宅坂総合法律事務所 弁護士児玉安司氏と顧問弁護士契約を締結し、平成 16 年 1 月から発効した。

（委員会関係）

- (4) 両監事から提出された本学会財務関係の見直しに関する「財務状況に対する評価・提言」を検討した。また、新年度の新規事業に伴う補正予算は新規役員で検討することにした。（企画、財務委員会）

- (5) 第 95 回（平成 18 年度）学術集会（総会）会長の立候補者に 3 名（須田耕一、坂本穆彦、福島昭二）の応募があった。いずれも候補者の資格を有するので今回の理事会に諮る（投票）ことにした。（学術委員会）

- (6) 秋期特別総会世話人の公募に伴い、世話人の役割が変化してきている。世話人の総会への提案、関与、権限などについて試案した。更に引続き学術委員会で検討することにした。（学術委員会）

- (7) 第 1 回日本病理学会カンファレンスのポスターを会報、HP で周知した。（研究推進委員会）

- (8) 専門医受験資格の病理実践経験年数の扱いについては、昨秋の特別総会では審議終了となった。現在、委員会において病理医としての研修目標設定の最終調整に入っている。（病理専門医制度運営委員会）

- (9) 認定病院資格新規・更新に精度管理面を導入することを検討している。（病理専門医制度運営委員会）

（会 務）

- (10) 名誉会員規定により、有資格者 337 名に 5 段階のアンケートを行った。その結果、今日の理事会に 120 名の名誉会員の推戴を諮ることにした。

- (11) 1 月 27 日、日本臨床衛生検査技師会幹部と懇談した。専門技師認定制度への協力要請があった。

- (12) 2 月 6 日、日本外科学会、日本内科学会、日本病理学会、日本法医学会による医療事故に関する協議会が開かれた。「診療行為に関連した患者死亡の届け出について－中立的専門機関の創設について－」を採択し、広くアピールすることになった。

- (13) 2 月 12 日、厚労省医政局総務課池田氏から病理診断施設開設の疑義解釈について、精査が必要なので時間が欲しいとの中間回答があった。

2. 各種委員会委員長報告

- (1) 財務委員会（坂本穆彦委員長）

昨秋に決まった平成 16 年度事業計画及び予算に関連して、新体制による追加事業等を計画したい場合はその旨要求してもらうことにした。新各委員長は、記載要領によってその事項及び概算額を提出することにした。

- (2) 学術委員会（廣橋説雄委員長）

第 50 回（平成 16 年度）秋期特別総会の A 演説、B 演説

については、それぞれ19題、5題の応募があった。本日の委員会において審議し、投票の結果、10題と3題を選考した。

候補者は以下のとおりであり、理事会に推薦する。なお、記載は応募順である。

① A 演説 (10名) ; 長谷川 匡 (国立がんセンター研究所), 井出文雄 (鶴見大学歯学部), 大井章史 (山梨大学大学院医学工学総合研究部), 松川昭博 (熊本大学大学院医学薬学研究部), 足立 靖 (関西医科大学), 新井富生 (東京都老人医療センター), 山中正二 (横浜市立大学医学部附属病院), 古田玲子 (癌研究会癌研究所), 今中吉田恭子 (三重大学医学部), 鰐淵英機 (大阪市立大学大学院医学研究科)

② B 演説 (3名) ; 九嶋 治 (滋賀医科大学医学部附属病院), 水谷喜彦 (順天堂大学医学部), 久岡正典 (産業医科大学医学部)

(3) 学術奨励賞選考委員会 (青笹克之委員長)

第5回 (平成15年度) 学術奨励賞受賞候補者は、12名の応募者があり、本日の委員会において審議し、投票の結果、5名を選考した。候補者は以下のとおりであり、理事会に推薦する。記載は、応募順である。

鈴木 貴 (東北大学大学院医学系研究科), 長尾俊孝 (東京医科大学), 中塚伸一 (大阪大学大学院医学系研究科), 石丸直澄 (徳島大学歯学部), 櫻井信司 (自治医科大学)

(4) 病理専門医制度運営委員会 (長村義之委員長)

① 病理専門医認定のための研修目標設定案を各大学の講座からアンケートすることにした。

② 細胞診講習会は、本年度は全国規模では1回のみとしているが、どこかの支部で開催可能か再度検討してもらうことにした。

(5) 剖検情報委員会 (根本則道委員長)

第44輯の剖検輯報をまとめたが、フロッピーによるものが23,000施設となり、85%を超えた。なお、過去の電子化していないものはまだ24万件あり、今後の作業見積りを行っているところである。

3. 第93回 (平成16年度) 総会の件 [会長代理 森理事長]
6月9日 (水) ~ 11日 (金) に札幌コンベンションセンターで開催される。

○協議事項は、以下のとおり、承認、決定が行われた。

1. 第95回 (平成18年度) 学術集会 (総会) 会長の選出の件
当会長候補には3名の応募があった。協議し、投票の結果、坂本穆彦教授 (杏林大学) を選出した。次期の総会に諮ることにした。

2. 第50回 (平成16年度) 秋期特別総会 A・B 演説者の選出の件
学術委員長から、本年のA 演説は10題、B 演説は3題を候補とする推薦があった。協議の結果、原案のとおり承認した。

3. 平成15年度学術奨励賞受賞者の選出の件
学術奨励賞選考委員長から、平成15年度学術奨励賞受賞候補者として5名の推薦があった。協議の結果、原案のとおり承認した。

4. 名誉会員の推戴に関する件
常任理事会提案の平成16年度新名誉会員候補者名簿 (120名) の説明と推薦があった。次回に最終決定する。

5. 新学術評議員候補者名簿に関する件
常任理事会提案の平成16年度新学術評議員候補者名簿 (39名) の説明と推薦があった。協議の結果、原案のとおり認められたので次期の総会に諮ることにした。

6. 財務状況に対する評価・提言に関する件
平成14/15年度監事である松原 修, 向井萬起男両監事から、「(社)日本病理学会の財務状況に対する評価・提言」が提出され、説明があった。協議の結果、これを理解し、会報、ホームページで周知することにした。

◇役員会: 平成16年2月23日 (金) に学士会分館 (赤門) にて開催された。出席者は、森 茂郎, 坂本穆彦, 長村義之, 岡田保典, 青笹克之, 林 良夫, 樋野興夫, 覚道健一, 黒田 誠, 中沼安二, 根本則道, 佐野壽昭, 澤井高志, 居石克夫, 恒吉正澄, 堤 寛, 安井 弥, 松原 修 (以上役員), 海老澤達也, 大藪いづみ, 菊川敦子 (以上事務局) の各氏であった。

森理事長の司会により議事を進行した。

1. 新役員の役割分担を以下のとおり決めた。

理事長	森 茂郎
副理事長・常任理事 (企画, 財務委員長)	坂本穆彦
副理事長・常任理事 (病理専門医部会長)	長村義之
常任理事 (学術, 研究推進, 編集委員長)	岡田保典
理事 (広報委員長)	堤 寛
理事 (医療業務委員長)	黒田 誠
理事 (口腔病理部会長)	林 良夫
理事 (教育委員長)	恒吉正澄
理事 (国際交流委員長)	笹野公伸
理事 (支部委員長)	小川勝洋

◇臨時理事会: 平成16年5月7日 (金) に学士会分館 (赤門) にて開催された。出席者は、森 茂郎, 坂本穆彦, 岡田保典, 長村義之, 林 良夫, 樋野興夫, 覚道健一, 黒田 誠, 根本則道, 小川勝洋, 佐野壽昭, 笹野公伸, 居石克夫, 恒吉正澄, 堤 寛, 安井 弥 (以上理事), 真鍋俊明, 松原 修 (以上監事), 海老澤達也, 大藪いづみ, 菊川敦子 (以上事務局) の各氏であった。

森理事長の司会により議事を進行した。今回の議事録に署名する出席者代表に小川勝洋, 佐野壽昭の両理事が指名された。

○協議事項は、以下のとおり、承認、決定が行われた。

1. 平成15年度事業報告並びに収支決算に関する件
坂本委員長から、平成15年度事業報告並びに収支決算書 (平成15年4月1日から平成16年3月31日まで) (案) による説明があり、協議の結果、財務委員会の原案のとおり承認した。

2. 平成16年度新規事業追加計画に関する件

坂本委員長から、平成16年度新規事業追加計画(案)による説明があり、協議の結果、財務委員会の原案のとおり承認した。

3. 平成16年度各種委員会委員の選出の件

新年度からの各種委員会委員のうち学術評議員委員の任期満了に伴う一部交代があり、協議の結果、新規または再任者を以下のとおり決定した。

委員会名	新たに選出した委員
企画	2名: 向井萬起男, 中島 孝
広報	3名: 藤井丈士, 望月 眞, 谷山清己
学術	3名: 広橋説雄, 向井 清, 能勢真人
研究推進	4名: 石倉 浩, 能勢真人, 佐藤昇志, 高松哲郎
病理専門医	5名: 深山正久, 石黒信吾, 森永正二郎, 下田忠和, 手塚文明
口腔病理専門医	3名: 朔 敬, 高田 隆, 山口 朗
医療業務	2名: 野島孝之, 清水道生
教育	4名: 佐々木功典, 清水道生, 竹下盛重, 田村浩一
国際交流	4名: 福永真治, 三上芳喜, 長嶋洋治, 梅村しのぶ

4. 学術奨励賞選考委員会内規の改訂の件

本学会会員の報賞・名誉制度のあり方について、現在検討を行っている。学術奨励賞の選考は、重要案件であることから現在の応募書式の記載内容の充実並びに選考委員数の増加等の一部改訂(案)が諮られた。協議の結果、原案のとおり承認され、今年度から実施することにした。

5. 企画委員会内のアドホック委員会の設置の件

企画委員会内に2つのアドホック委員会(病理専門医の職能に関する小委員会, 病理検査技師との関係に関する小委員会)を設置することが諮られ、協議の結果、その趣旨は承認された。

6. 学術評議員会の審議事項の件

第93回日本病理学会総会時に行われる学術評議員会の審議事項が諮られた。協議の結果、「学会の将来構想(財務を含む)」、「病理専門医部会のあり方」、「病理系技術の連携」を主題とすることにした。

◇**理事会**: 平成16年6月8日(火)にロイトン札幌にて開催された。出席者は、森 茂郎, 坂本穆彦, 岡田保典, 長村義之, 青笹克之, 林 良夫, 樋野興夫, 覚道健一, 黒田 誠, 中沼安二, 根本則道, 小川勝洋, 佐野壽昭, 澤井高志, 居石克夫, 恒吉正澄, 堤 寛, 安井 弥(以上理事), 真鍋俊明, 松原 修(以上監事), 長嶋和郎(第93回総会会長), 吉木 敬(第93回総会副会長), 海老澤達也, 大藪いづみ, 菊川敦子(以上事務局)の各氏であった。

森理事長の司会により議事を進行した。今回の議事録に署名する出席者代表に青笹克之, 澤井高志の両理事が指名された。

○**報告事項**として以下のことが報告された。

1. 理事長報告

- (1) 来年度第2回日本病理学会カンファレンスの担当世話人は、林 良夫, 能勢真人両教授に内定した。(研究推進委員会)
- (2) 5月11日, 病理専門医研修要項に関するアンケート調査結果を踏まえ, 研修期間(臨床研修2年を除く)を4年, Basicに必要な期間を6ヶ月以上等をきめた。(病理専門医制度運営委員会)
- (3) 5月14日の倫理委員会では, 倫理委員会が行う学術研究の倫理審査に関する申し合せ事項, 診断病理編集長からの倫理委員会に見解を求められた症例報告に関する件, 継続審議事項の病理検体の帰属に関する件について審議された。
- (4) 5月19日の第1回リスクマネジメント委員会では, 一患者からの「病理専門医に対する不服意見」に関してその内容を検討した。
- (5) 5月19日, 両監事による平成15年度会計監査が行われた。
- (6) 全国大学病院病理部連絡会議は, 総会3日目に開催することにした。
- (7) 第19期日本医学会評議員, 連絡委員, 用語委員, 同代委員に前期就任者(順に森, 長村, 坂本各理事と森永学術評議員)を再度候補者とした。
- (8) 異状死の届出のあり方について, 本学会を含めた四学会で声明書を出した。

2. 各種委員会委員長報告

- (1) 企画委員会(坂本穆彦委員長)
 - ①病理専門医の職能に関する小委員会(委員長 堤 寛 理事)
 - ②病理検査技師との関係に関する小委員会(委員長 中島 孝学術評議員)
- (2) 広報委員会(堤 寛委員長)

学会ホームページの模様替えを行うと同時に, ホームページに市民, 患者のニーズに答えるべき情報提供を行う。
- (3) 財務委員会(坂本穆彦委員長)

平成15年度事業報告と収支決算を承認した。また, 平成16年度新規事業追加計画案を承認した。
- (4) 研究推進委員会(岡田保典委員長)
 - ①2004年カンファレンスは, 7月30日~31日に開かれるが, 100名程度の参加者としている。なお, 次回テーマは, 免疫。
 - ②第4回技術講習会は, 名古屋国際会議場(神戸大学横崎教授担当)で12月1日に開かれる。
- (5) 編集委員会(岡田保典委員長)
 - ①欧文誌は, 電子投稿, 電子査読となり, 2004年の投稿は, ほぼ300編となる予定である。外国からの投稿が

増えた。

②日本病理学会誌の扱い方を検討する。

(6) 病理専門医制度運営委員会（長村義之委員長）

① 74名の病理専門医試験受験資格を審査し、一名を除いてパスした。

②病理専門医研修要項に関するアンケート結果を踏まえ、研修期間（臨床研修2年を除く）を4年、Basicに必要な期間を6ヶ月以上に決めた。

③施設認定に係る認定料・更新料の新設、診断病理の掲載料の変更を具体的に検討した。

④厚労省に「病理検査にかかる診療報酬を出来高払いにする要望書」を提出した。

(7) 医療業務委員会（黒田 誠委員長）

①コンサルテーション小委員会：年間500件を超えるようになる。

②社会保険小委員会：6月3日、厚生労働省に病理診断に関わる診療報酬についての要望書を提出。

③精度管理小委員会：一人病理医のための精度管理のガイドラインの作成。

④剖検・病理技術小委員会：剖検の法的問題、保険点数化について検討。

⑤癌取り扱い規約小委員会：取り扱い規約の中で「病理」と「臨床科」が連名になっている場合は、病理学会を通じて委員を推薦するシステムを検討。

(8) 口腔病理専門医制度運営委員会（林 良夫委員長）

専門医の広告について、可能性を協議した。

(9) 教育委員会（恒吉正澄委員長）

①コアカリキュラムの検討で、8月にワークショップを開催する。

②病理画像を集めて教育材料の共有化を図り、ホームページに掲載できるようにしていく予定。

(10) 国際交流委員会（佐野壽昭委員）

① 15年度海外病理学会参加支援事業（後半分）は、1名を承認した。

② 16年度における各募集事業事項を決めた。

③ドイツ病理学会から交換留学生を受入れる場合には、契約を行い、予算額を明確に伝えることなどに留意する。

(11) 支部委員会（小川勝洋委員長）

①支部内規（標準）第20条には、支部で行う学術集会について定めているが診断病理に限定しない幅広い活動とするよう見直しをすることにした。

②学術集会の開催にあたって、活動資金として協賛企業からの寄付受入れを検討することにした。

3. 第93回（平成16年度）総会の件

長嶋会長から、明日（6月9日）からの会議の準備状況について連絡があった。

○協議事項は、以下のとおり、承認、決定が行われた。

1. 新名誉会員の推戴に関する件

森 理事長から、新名誉会員推戴者名簿（113名）が諮られ、満場一致で承認された。

2. 新入会員の承認の件

森 理事長から、平成15年度新入会員名簿 下期分（40名）が諮られ、満場一致で承認された。

3. 病理専門医に係る病理診断の研修内容に関する件

長村常任理事から、病理専門医に係る病理診断の研修内容等の説明があった上、「病理専門医制度規程」の改訂（案）が諮られた。協議の結果、試験の時期を調整することを含みに一部の用語修正の上、附則に適用年度を加えて原案の内容で承認された。

4. 学術奨励賞選考委員の選出の件

学術奨励賞選考委員会委員選出の規程変更により、理事から以下の6名が選出された。

青笹克之、林 良夫、樋野興夫、坂本穆彦、堤 寛、安井 弥

5. 病理医協会の資産の件

旧日本病理医協会の発展的解消に伴う資産は、本学会に託されていたがその用途として「診断病理編集のための援助」にあてるとすることが承認された。

◇学術評議員会：平成16年6月9日（水）、札幌コンベンションセンターで開催され、長嶋和郎会長を議長に選び議事を進めた。議事録署名の出席者代表として、今村哲夫（帝京大学）、須田耕一（順天堂大学）の両学術評議員が指名された。

会議では、当面する課題として、「学会の将来構想について」、「学会の財務について」、「病理専門医部会のあり方・活動について」及び「病理系技術者との連携について」をメインテーマに活発な討論が行われた。

○「学会の将来構想について」は、森 理事長及び黒田 誠 将来構想計画検討委員会委員長から、本学会の将来構想に関する討議の経過報告と問題点の説明があった。昨秋に開かれた拡大将来構想計画検討委員会では、本委員会委員のほか会員の有志が参加して建設的な意見発表が行われた。議論された内容は、ホームページに掲載してあるので、ご覧いただき意見を寄せられるよう要請があった。

○「学会の財務について」は、坂本常任理事から本学会の財務状況の概要と両監事からの「日本病理学会の財務状況に対する評価・提言」を受けた内容説明があった後、意見交換が行われた。

○「病理専門医部会のあり方・活動について」は、長村常任理事、黒田医療業務委員長、水口社会保険小委員長及び佐々木毅社会保険小委員から、病理専門医部会に係る諸事業について、日常の活動状況と問題点について説明と報告があった。

○「病理系技術者との連携について」は、坂本常任理事から、この問題に対して本学会では今まで正面切って取り扱って来ていなかったが、近時の要請—日本臨床衛生検査技師会

の病理検査技師認定制度の導入の指導、一人病理医の業務の調整依頼等—に対応するために本学会に「病理検査技師との関係に関する小委員会」を設置したことの説明があった。

◇**会員総会**：平成16年6月10日（木）に札幌コンベンションセンターにて、正会員数4,008名のうち2,117名（うち委任状出席者1,742名）の出席を得て開催された。長嶋和郎会長を議長に選り議事を進めた。議事録署名の出席者代表として、小林慎雄（東京女子医科大学）、中島 孝（群馬大学）の両会員が指名された。

○**報告事項として以下のことが報告された。**

1. 理事長報告

森理事長から、秋期総会以降の会務全般と各委員会（専門病理医部会を除く）の主要な活動について、一括して報告があった。

〔人事関係〕

- 12月の臨時理事会で、リスクマネジメント委員会委員（内部委員には井内康輝、長村義之、坂本穆彦、野々村昭孝の4名、外部委員には児玉安司弁護士）及び倫理委員会委員の追加（外部委員には中島みち氏）の選任を行った。
- 本学会から平成17年度科研費補助金審査員候補者21名を選出し、推薦した。
- 本学会は、三宅坂総合法律事務所弁護士児玉安司氏と顧問弁護士契約を締結し、平成16年1月から発効した。
- 第19期日本医学会評議員、連絡委員、用語委員、同代委員に前期就任者（順に森、長村、坂本各理事と森永学術評議員）を再度候補者として推薦した。
- 平成16年度各種委員会委員の選出を行った。

〔委員会関係〕

- 次年度の将来計画等に関連したアドホック委員会は、企画委員会の下に置くことにした。また、「病理専門医の職能に関する小委員会」、「病理検査技師との関係に関する委員会」をアドホック委員会として設置した。1年を目途に答申を受けることになっている。（企画委員会）
- 両監事により、平成15年度収支決算の監査が行われ、適正であったことの報告があった。また、本学会財務関係の見直しに関する総合評価「財務状況に対する評価・提言」が提案された。（企画、財務委員会）
- 平成16年度新規事業追加計画が決まった。（企画、財務委員会）
- 秋期特別総会世話人の公募に伴い、世話人の役割が変化してきている。世話人の総会への提案、関与、権限などについて検討した。（学術委員会）
- 平成16年度のA、B演説者（10名、3名を決定）及び座長並びに学術奨励賞（5名を決定）の受賞者をそれぞれ選出した。また、一方、春秋の学術集会のあり方、特に宿題報告、A、B演説、学術奨励賞との整合性を検討

している。（学術委員会）

- 第1回日本病理学会カンファレンス（2004ひろしま）のポスターを会報、HPで周知した。
なお、次回カンファレンスの担当は、能勢真人（愛媛大学）、林良夫（徳島大学）両教授に、また、技術講習会は、横崎宏教授（神戸大学）にそれぞれ内定した。（研究推進委員会）
 - 病理専門医研修要項に関するアンケート結果を踏まえ、病理専門医受験資格の研修年数は2年の臨床研修を除き4年以上とした。委員会において病理医としての研修目標設定の最終調整に入っている。（病理専門医制度運営委員会）
 - 認定病院資格の新規・更新に当たり、精度管理面を加味することを検討している。（病理専門医制度運営委員会）
 - 細胞診講習会は、本年度は全国規模では1回のみであるがこれで済むかその対応を検討している。（病理専門医制度運営委員会）
 - 会員の海外病理学会参加支援事業（後期分）は1名と少なかったため、公募に際する広報を考えることにした。（国際交流委員会）
 - 倫理委員会では、外部委員の出席を得て、「病理検体の帰属」や「病理業務の社会へのアピール」等について多面に互る審議が行われた。（倫理委員会）
 - 本学会に、一市民から「病理診断名が適切でないため、不要な乳房切除を受けたとする処分を求める要望書」がとどき、これを審議した。（リスクマネジメント委員会）
 - 病理医数について調査した上、「地域において病理領域の連携を深めるための提言」があった。（地域病理ネットワーク検討委員会）
- 〔会務〕
- 名誉会員規定により、113名の名誉会員を推薦することにした。本日の総会に諮ることになった。
 - 学術評議員規定により、新規に39名の学術評議員を推薦することにした。本日の総会に諮ることになった。
 - 第95回（平成18年度）学術集会（総会）会長の立候補者には3名の応募があった。理事会で協議の結果、会長候補者に坂本穆彦教授（杏林大学）を推薦することにした。本日の総会に諮ることになった。
 - 平成16年度厚生労働省科研費補助金（先端基盤開発研究事業）として、「病理検体を先端医学研究に広範に利用するための将来的要件の検討」と題する研究計画書を提出した。不採用に終わった。
 - 厚生労働省医政局長より、死体解剖資格認定要領の一部改正についての通知があった。会報で周知した。
 - 放射線障害防止法改正の動向については、常任理事会でフォローしている。
 - 1月26日、内保連例会が開かれ、厚生労働省への平成16年度診療報酬改定要望書の提出報告等があった。

26. 1月27日,日本臨床衛生検査技師会幹部との会合の席上で,専門技師認定制度への協力要請があった。また,4月25日付で第41回関東甲信地区医学検査学会から,同伴についての本学会講師の派遣依頼があり,坂本常任理事が当たることになった。
27. 2月6日,日本外科学会,日本内科学会,日本病理学会,日本法医学会による医療事故に関する協議会では,8回の検討委員会(最後が1月29日)を経て,「診療行為に関連した患者死亡の届け出について一中立的専門機関の創設について一」を採択し,広くアピールすることになった。今後は,実務委員会にゆだねられるが,本学会からの委員に根本則道理事(従来の検討委員),黒田誠理事を選出した。
28. 2月12日,厚労省医政局総務課池田氏から病理診断施設開設の疑義解釈について,精査が必要なので時間が欲しいとの中間回答があった。
29. 昨秋の特別総会において,意見のあった診療報酬で病理を包括化から外すこと(出来高払い)の本学会の公式見解を示した。なお,6月3日,理事長名で厚労省の西山正徳保健医療課長宛に,病理診断にかかわる診療報酬について記載した「病理検査に関わる診療報酬を出来高払いにすること及び診療報酬にドクターズフィーを設定することの要望書」を提出した。
2. 第93回(平成16年)総会の件
長嶋和郎会長から,今総会には多数の参加者を得ている。宿題報告3題をはじめ特別講演1題,シンポジウム6件となった。このほかワークショップ,病理診断講習会などを企画したと案内があった。
3. 第50回(平成16年)秋期特別総会の件
柴本忠昭世話人代表から,12月2日(木)~3日(金),名古屋国際会議場で開催すると報告があった。
4. 第94回(平成17年)総会の件
長村義之会長から,4月14日(木)~16日(土),パシフィコ横浜で開催すると報告があった。
5. 第51回(平成17年)秋期特別総会の件
深山正久世話人代表から,11月17日(木)~18日(金)を予定していると報告があった。
- 協議事項は,以下のとおり,承認,決定が行われた。
1. 平成15年度事業報告並びに収支決算報告に関する件
坂本常任理事から,平成15年度事業報告並びに収支決算書(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)(案)の説明があり,協議の結果,理事会の原案のとおり決定した。
2. 平成16年度新規事業追加計画に関する件
坂本常任理事から,平成16年度新規事業追加計画(案)の説明があり,協議の結果,理事会の原案のとおり決定した。
3. 第95回(平成18年)総会会長選出の件
第95回(平成18年)総会会長は,理事会の原案のとおり坂本穆彦教授(杏林大学)に決定した。同会長から,4月30日(日),5月1日(月)~2日(火)の3日間,新宿京王プラザを予定しているとの案内があった。
4. 新名誉会員の推戴に関する件
新名誉会員は,平成16年度新名誉会員推戴者名簿のとおり,113名が推戴された。
5. 新学術評議員の承認の件
新学術評議員は,平成15年度新学術評議員候補者名簿のとおり,39名が決定した。
6. 病理専門医に係る病理診断の研修内容に関する件
長村常任理事から,病理専門医認定試験における受験資格の見直しについての説明があったのち,認定出願資格のうち,“病理研修期間を4年以上とする”ことの「病理専門医制度規程」改定案の提案があった。協議の結果,試験期日の調整をすることを含みとし,一部字句修正の上,付則に適用年度を加えて原案の内容で決定した。
- ◇第95回(平成18年)総会会長の選出について:第95回(平成18年)総会会長は,坂本穆彦教授(杏林大学)に決定した。
- ◇新名誉会員の推戴について:平成16年度における新名誉会員は,以下の113名が推戴された。(ABC順)
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 赤木 忠厚 | 青木 重久 | 有輪 六朗 | 浅野 伍朗 |
| 浅沼 勝美 | 栗沢 靖之 | 千葉 胤孝 | 茅野 文利 |
| 江崎 行芳 | 藤原 誠喜 | 福田 芳郎 | 福西 亮 |
| 浜家 一雄 | 原 弘 | 橋本 紀三 | 橋本 重夫 |
| 林 裕造 | 樋口 正身 | 廣田 映五 | 檜澤 一夫 |
| 市原 岡一 | 市島 國雄 | 飯田 萬一 | 飯高 和成 |
| 池田 高良 | 今井 大 | 乾 道夫 | 石館 卓三 |
| 伊藤 明弘 | 梶原 博毅 | 神原 武 | 亀谷 徹 |
| 神山 隆一 | 春日 孟 | 河内 實世 | 木原 達 |
| 菊池 昌弘 | 木村 格平 | 木村 正方 | 北川 正信 |
| 小林 省二 | 小出 紀 | 小島 清秀 | 小森 亮 |
| 近藤洋一郎 | 丸山 孝士 | 丸山 雄造 | 松原 藤継 |
| 松本 正朗 | 三方 一澤 | 三杉 和章 | 森 芳茂 |
| 森井 外吉 | 森田 豊彦 | 永井 一徳 | 長尾 孝一 |
| 内藤 道興 | 中村 克宏 | 中村 尚道 | 並木 恒夫 |
| 二階 宏昌 | 西村 宏 | 小形岳三郎 | 大久保春男 |
| 大西 義久 | 尾島 昭次 | 岡田 聰 | 岡田 收司 |
| 岡本 司 | 桶田 理喜 | 奥平 雅彦 | 奥山 春枝 |
| 大塚 久 | 坂倉 照好 | 櫻井 勇 | 桜井 幹己 |
| 佐藤 栄一 | 佐藤 秩子 | 里館 良一 | 関 周司 |
| 社本 幹博 | 清水 興一 | 白井 俊一 | 白澤健二郎 |
| 志佐 湊 | 所澤 剛 | 鈴木 鍾美 | 鈴木 慶二 |
| 鈴木 磨郎 | 鈴木 昭男 | 鈴木 庸之 | 田口 孝爾 |
| 高橋 道人 | 高山 和夫 | 高山 昭三 | 高沢 博 |
| 竹村 正 | 竹岡 成 | 竹内 廣 | 滝 一郎 |
| 田村 潤 | 田中 順一 | 田中 昇 | 徳岡 昭治 |
| 和田 昭 | 渡辺 英伸 | 山邊 博彦 | 山田 喬 |
| 山本 肇 | 山根 敏子 | 家森 幸男 | 安間 嗣郎 |
| 矢谷 隆一 | | | |

◇平成16年度新学術評議員について：平成16年度新学術評議員は、下記の39名に決定した。

(ABC順)

荒川 敦	荒木 章伸	有馬 信之	浅井 昌美
馬場 正道	江澤 英史	藤田 昌幸	原田 博史
樋上 賀一	東 守洋	飯島 美砂	石井 陽子
伊藤 由美	川名 秀忠	岸 宏久	清川 貴子
小杉伊三夫	小山 正道	松川 昭博	溝口 幹朗
森谷 鈴子	中村 光利	大久保恵理子	大谷 博
大内 知之	尾矢 剛志	佐々木俊樹	佐竹 宣法
庄盛 浩平	杉原 綾子	田口 健一	高橋 芳久
高桑 徹也	高瀬 優	竹下 厚	上杉 憲子
浦野 誠	和田 龍一	若槻 真吾	

◇第50回(平成16年度)秋期特別総会A・B演説者選出について：平成16年度秋期特別総会のA演説、B演説については、それぞれ19題、5題の応募があった。2月23日に学術委員会で審議し、10題、3題を選考した。本件は、同日の理事会において同委員会案のとおり決定した。

A 演説 (応募順)

- 骨軟骨肉腫における上皮性分化と悪性度評価：長谷川 匡 (国立がんセンター研究所病理部)
- ノックアウトマウスを用いた発癌分子機構の実験的解析—DNA修復関連遺伝子を中心に—：井出文雄 (鶴見大学歯学部口腔病理学講座)
- 固形癌におけるc-erbB-2およびEGFR遺伝子異常の検討—分子標的療法を視野にいれて—：大井章史 (山梨大学医学部病理学講座第一教室)
- 自然免疫/炎症の発現・制御に関わるサイトカインとシグナル伝達因子の機能解明：松川昭博 (熊本大学大学院医学薬学研究部機能病理学分野)
- 骨髄細胞の多目的利用：骨髄移植と骨髄移植を応用した臓器移植および骨髄細胞を用いた再生医療：足立 靖 (関西医科大学・病理解剖)
- 高齢者消化管癌の臨床病理学的特徴とその分子機構：新井富生 (東京都老人医療センター臨床病理科)
- ライソゾーム病における病態形成と自己抗体：山中正二 (横浜市立大学医学部附属病院病理部)
- 子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)の発がんリスク評価：古田玲子 (財 癌研究会癌研究所病理部)
- 心筋組織修復におけるテネイシンCの分子機能と臨床応用の可能性：今中 吉田 恭子 (三重大学医学部第一病理)
- ヒト発がん物質である砒素の発癌機序の解明—動物モデルを用いた実験病理学的解析—：鰐淵英機 (大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学)

B 演説 (応募順)

- 胃型(幽門腺型)腺腫の臨床病理、組織発生と染色・遺伝子異常：九嶋亮治 (滋賀医科大学医学部附属病院病理部) 向所賢一, 岡部英俊, 服部隆則
- PARK2遺伝子異常を認めた常染色体劣性パーキンソン症の5剖検例：水谷喜彦 (順天堂大学医学部第一病理) 服部信孝, 中村真二, 須田耕一
- 骨外性粘液型軟骨肉腫の臨床病理学および分子生物学的解析：久岡正典 (産業医科大学医学部第一病理学)

◇平成15年度学術奨励賞の授与について：平成15年度学術奨励賞受賞者は以下の5名の会員に決定した。総会の席上で森理事長から、各受賞者に賞状及び記念品が授与された。

- 石丸直澄(徳島大学歯学部口腔病理学講座)；卵巣摘出マウスを用いたシェーグレン症候群疾患モデルの確立
- 長尾俊孝(東京医科大学病院病理部)；唾液腺腫瘍の外科病理学的研究—新WHO腫瘍分類Blue Book編集委員としての参画—
- 中塚伸一(大阪大学大学院医学系研究科病理病態学講座)；悪性リンパ腫発生機構の分子病理学的解析
- 櫻井信司(自治医科大学病理学講座)；Gastrointestinal stromal tumor (GIST)と消化管カハール細胞の病理学的研究
- 鈴木 貴(東北大学大学院医学系研究科病理診断学分野)；ヒト乳癌組織におけるSteroid sulfatase及びestrogen sulfotransferaseの発現意義

◇会員の海外学会参加支援等の国際交流について：第3回(平成15年度)「会員の海外病理学会参加支援」事業(平成16年3月までの後期分)は、銭 志栄(徳島大学)会員に決定した。

◇病理専門医制度規程及び学術奨励賞選考委員会内規の改正について：病理専門医制度規程及び学術奨励賞選考委員会内規の改正が承認された。

このうち病理専門医制度規程の改正は、病理専門医認定試験における受験資格の見直しを行ったものであり、人体病理に関する研修期間を4年以上とした。今回、削除した実践症例数等については、新たに作成する細則で再度規定することとしている。また、試験期日の調整をすることを含みとし、附則に適用年度を加えて原案の内容で決定した。新たな規程は、以下のとおりである。

○病理専門医制度規程

(昭和53年4.6制定施行, 同58.4.5一部改正, 平成元年3.30一部改正, 同8.11.7一部改正, 同9.11.13一部改正, 同10.11.18一部改正, 同11.1.7一部改正, 同11.4.1一部改正, 同13.4.6一部改正, 同13.11.27一部改正, 同14.7.8一部改正, 同15.11.20一部改正)

平成16年6月10日一部改正

1. 目的

現代の医療における病理学的重要性にかんがみ、日本病理学

会病理専門医の制度を設ける。この制度は、能力の優れた専門の病理医を認定することにより、わが国の医療の内容の一層の充実と発展に寄与し、併せて病理学の進歩に資することを目的とする。

2. 認定の方法

- (1) この制度により病理専門医の認定を受けようとする者は、この規程に基づき日本病理学会が行う資格審査ならびに認定試験に合格しなければならない。
- (2) 認定出願の資格は、次のとおりとする。
 - (イ) 日本国の医師免許を取得していること
 - (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること
 - (ハ) 出願時3年以上継続して日本病理学会会員であること
 - (ニ) 病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定)を修了していること
 - (ホ) 上記(ニ)の臨床研修を修了後、日本病理学会の認定する研修施設において4年以上人体病理学を実践した経験を有していること。また、その期間中に病理診断に関わる研修を修了していることとし、その細則は、別に定める。

なお、法医学での研修期間は、2年(法医学専攻の大学院修了者)までを充当することができる。
 - (ヘ) 人体病理学に関する原著論文または学会報告が3編以上あること
 - (ト) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること
 - (チ) 人体病理業務に専任していること
- (3) 資格審査は、出願者が提出した書類により病理専門医制度運営委員会資格審査委員会が行う。
- (4) 試験は、病理専門医制度運営委員会試験委員会が行う。試験は、資格試験とし、筆記試験および実地試験を課する。
- (5) 資格審査および試験についての細則は、別に定める。
- (6) 既に認定された病理医については、資格取得後5年ごとに資格の更新を行う。資格更新の細則は、別に定める。
- (7) 病理専門医に適格でない事由を生じた場合、認定を取消すことがある。

3. 研修施設

- (1) 上記2(2)(ホ)の項にいう日本病理学会の認定する研修施設とは次のものをいう。
 - (イ) 日本病理学会認定病院
 - (ロ) 日本の大学医学部・医科大学の病理学講座・附属病院
 - (ハ) 以上と同等またはそれ以上の内容を有すると認められるその他の施設(外国の施設を含む)
- (2) 認定病院の認定の実務は、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が行う。
- (3) 認定病院の認定手続ならびに審査基準についての細目は、別に定める。
- (4) 大学または認定病院と連携して病理業務を行い、研修に協力している施設で、認定病院の基準に満たないものにつ

いては、大学または認定病院の申請に基づき、日本病理学会において登録確認する。事情によっては、病院長自ら登録申請することもできる。この種の施設を登録施設とよぶ。

- (5) 登録施設の登録・確認は、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が行う。
 - (6) 登録施設の登録・確認の取り扱いの細則は、別に定める。
- ## 4. 本制度の運営
- (1) 病理専門医制度を運営するため、病理専門医制度運営委員会を置く。
 - (2) 病理専門医制度運営委員会は、次の各号の委員を以て構成する。
 - (イ) 病理専門医部会長
 - (ロ) 医療業務委員長
 - (ハ) 教育委員長
 - (ニ) 理事の互選により選出された者1名
 - (ホ) 理事会で承認された学術評議員8名
 - (3) 委員の任期は2年とし、学術評議員は毎年半数を改選する。ただし、再任を妨げない。
 - (4) 前項の規定にかかわらず、理事委員の任期は、それぞれの職務の任期中とする。
 - (5) 病理専門医制度運営委員会に委員長をおく。委員長は、病理専門医部会長を以て充てる。
 - (6) 病理専門医制度運営委員会に認定の実施のため、次の実務委員会を置くことができる。
 - (イ) 病理専門医資格審査委員会
 - (ロ) 病理専門医試験委員会
 - (ハ) 病理専門医施設審査委員会
 - (ニ) その他の必要な委員会
 - (7) 実務委員会に関する細則は、別に定める。

5. 補則

この規程の改廃は、理事会の審議を経て、総会の議決による。

附 則

1. この規程は、昭和53年4月6日から施行する。

ただし、認定のための試験の実施は、認定病理医(現病理専門医)制度の発足後5年の後より開始する。認定試験実施までの暫定措置は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成13年11月27日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成14年7月8日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成15年11月20日から施行する。

ただし、2(2)(ニ)の臨床研修修了は、平成17年度医籍新規登録者から適用する。

附 則

1. この規程は、平成16年6月10日から施行する。

ただし、2(2)(ホ)は、平成17年度医籍新規登録者から適用する。

学術奨励賞選考委員会内規

(平成11年11月18日制定施行, 同11年7月8日一部改正, 同15年4月22日一部改正)

平成16年5月7日一部改正

1. 学術奨励賞制定内規に基づき, 学術奨励賞選考委員会(以下, 「選考委員会」という。)内規を定める。
2. 選考委員会は, 学術奨励賞受賞候補者を選考する。
3. 選考委員会は, 次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 学術委員会委員長
 - (2) 病理専門医制度運営委員会委員長
 - (3) 教育委員会委員長
 - (4) 理事会で選出された理事6名
4. 委員長は, 非常任理事委員のなかから委員の互選によって決定する。
5. 委員の任期は, それぞれの役職の任期とする。
6. 委員長は, 推薦内容を評価するにあたり, 必要に応じてレフリーを指名し, その意見を聞くことができる。
7. この内規の改廃は, 理事会の議決による。

附 則

1. この内規は, 平成11年11月18日制定施行する。

附 則

1. この内規は, 平成16年5月7日施行する。

◇第1回日本病理学会カンファレンス(ひろしま2004)について: 安井 弥世話人(広島大学)のもとで, 平成16年7月30日(金)~31日(土), 広島フォレストヒルズガーデン・広島エアポートホテルにて83名が参加して「がんの発生と病態をめぐるトピックス」をテーマに実施された。講師は, 横崎 宏, 稲澤讓治, 安井 弥, 高橋雅英, 大野茂男, 加藤光保, 樋野興夫, 廣田誠一, 野田哲生, 守山正胤, 瀬戸加大, 吉野 正, 佐藤昇志, 深山正久, 上田龍三の15名であった。

◆第22回病理専門医試験について: 平成16年7月24日(土)~25日(日), 名古屋大学にて実施された。72名が受験し, 61名が合格した(合格率84.7%)。合格者氏名並びに病理専門医登録番号は, 次のとおりである(登録年月日: 平成16年8月2日)。

平成16年度病理専門医合格者氏名

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
2447	古賀 孝臣	2455	鈴木 周五
2448	安岡 弘直	2456	櫻田 潤子
2449	小谷 泰一	2457	林 紀乃
2450	高桑 康成	2458	岡田 勝治
2451	西宇美恵子	2459	塩沢 英輔
2452	大城 久	2460	藤野 節
2453	蔵 雅大	2461	近藤 武史
2454	吉田 功	2462	堀口 英久

2463	片山 雅貴	2486	小原 一葉
2464	下山 芳江	2487	金城 貴夫
2465	内山 明央	2488	松城 尚憲
2466	泉 浩	2489	北村 博司
2467	原 重雄	2490	木下英理子
2468	吉田 康之	2491	相田 久美
2469	内田 智久	2492	小塚 祐司
2470	久野 壽也	2493	橘 充弘
2471	榊原 綾子	2494	高桑 徹也
2472	近藤 哲夫	2495	相島 慎一
2473	桃崎 征也	2496	長田 宏巳
2474	恩田 宗彦	2497	関戸 康友
2475	丹羽 秀樹	2498	河内 洋
2476	小林 大輔	2499	小林 計太
2477	遠藤 秀子	2500	安川 寛
2478	山元 英崇	2501	松本 晃一
2479	倉林 睦	2502	鈴木 昭
2480	熊木 伸枝	2503	小峯 多雅
2481	辻端亜紀彦	2504	大西 隆仁
2482	岡 一雅	2505	中澤 匡男
2483	卜部 省悟	2506	本庄 原
2484	小沢 広明	2507	石澤 圭介
2485	中守 真理		

また, 病理専門医試験実施委員会の委員構成は以下のとおりである。

第22回(平成16年度)(11名)

病理専門医試験実施委員会

白石泰三(委員長), 堀部良宗, 稲垣 宏, 石原明德, 伊藤雅文, 溝口良順, 村田哲也, 小野謙三, 都築豊徳, 谷田部恭, 横井豊治

◇第12回口腔病理専門医試験について: 本年度の口腔病理専門医試験は, 第22回病理専門医試験と同日, 同会場で行われた。6名が受験して, 全員が合格した。合格者氏名並びに口腔病理専門医登録番号は, 次のとおりである(登録年月日: 平成16年7月27日)。

平成16年度口腔病理専門医合格者氏名

口腔認定番号	氏 名	氏 名	氏 名
124	田沼 順一		
125	長塚 仁		
122	君 賢司	126	柳下 寿郎
123	長谷川直樹	127	森 泰昌

また, 口腔病理専門医試験実施委員会の委員構成は以下のとおりである。

第12回(平成16年度)(3名)

平成16年試験実施委員

口腔病理専門医試験実施委員会

高田 隆(委員長), 長谷川博雅, 前田初彦

◇病理専門医・口腔病理専門医の資格更新について: 資格更新が認められた病理専門医・口腔病理専門医は以下のとおりである。

る。

1. 病理専門医資格更新者氏名

第1回 認定 113名

更新期間 平成16年(2004年)4月1日から5年間

認定番号 氏名

14	山口 和克	122	森 道夫
15	鈴木 庸之	123	後藤壽美子
16	中田 勝次	130	本多 光弥
17	丸山 孝士	131	齋藤 武郎
18	長尾 孝一	133	菊地 浩吉
19	牛込新一郎	134	佐藤 秩子
24	櫻井 勇	135	今井 大
27	菊池 昌弘	136	下里 幸雄
28	福西 亮	140	星 昭二
30	西田 一巳	145	白井 俊一
33	田中 昇	152	桂 栄孝
37	亀谷 徹	153	浜家 一雄
43	山口 正直	154	平山 章
44	高橋 徹	156	上井 良夫
46	遠城寺宗知	158	小泉富美朝
49	橋本 重夫	164	笠原 正男
57	乾 道夫	169	有輪 六朗
58	並木 恒夫	170	春日 孟
59	高山 和夫	173	大西 俊造
62	橋本 紀三	174	竹内 純
67	高柳 尹立	176	森井 外吉
71	高橋 正宜	177	佐藤 栄一
73	宇多 弘次	179	浜崎 美景
75	川合 貞郎	182	青木 重久
76	小川 勝士	183	野坂 謙二
85	北川 正信	186	原 弘
89	木村 正方	191	佐々木正道
90	松浦 覺	198	山田 喬
92	川生 明	199	鈴木 実
94	里舘 良一	200	浅沼 勝美
96	石川 栄世	203	福田 芳郎
100	松山 睦司	204	松本 正朗
101	中院 邦彦	205	福田 純也
103	植松 邦夫	214	佐川 文明
104	鈴木 恒道	219	石河 利隆
105	今村 正克	222	飯田 萬一
109	桜井 幹己	223	齋藤 清子
110	武川 昭男	225	白澤 春之
111	和田 昭	228	飯高 和成
112	山邊 博彦	229	外野 正巳
113	廣田 映五	231	堤 啓
114	荒井 茂	232	田口 孝爾
116	田嶋 基男	233	松尾 武

235 安間 嗣郎

236 栗林 宣雄

239 入久 巳

240 笹野 伸昭

241 清水 興一

242 石舘 卓三

248 笹岡 郁乎

251 茅野 文利

255 松尾 英一

256 白澤健二郎

261 沢田 眞治

264 羽山 忠良

265 森武 三郎

269 本間 学

272 村田 吉郎

275 綿貫 勤

278 岡田 聰

279 川村 貞夫

280 河内 實世

287 住吉 昭信

288 玉置 憲一

289 三方 一澤

292 菊地由生子

303 岡崎 悦夫

304 嶋田 裕之

307 京極 方久

309 石原 好弘

第6回 認定 24名

更新期間 平成16年(2004年)4月1日から5年間

認定番号 氏名

1144	中峯 寛和	1162	提嶋 眞人
1146	重松 和人	1163	佐多徹太郎
1147	兼子 耕	1164	小野 謙三
1151	立野 正敏	1165	向井 清
1154	黒田 誠	1166	志賀 淳治
1155	森永正二郎	1168	四方 伸明
1156	鈴木 正章	1169	中村 敬夫
1157	岡田 基	1170	佐野 壽昭
1158	蛇澤 晶	1171	山田 英二
1159	福屋 崇	1172	五島 岸子
1160	廣川 満良	1173	下山 則彦
1161	小林 寛	1174	伊藤 雄二

第11回 認定 45名

更新期間 平成16年(2004年)4月1日から5年間

認定番号 氏名

1390	永山 剛久	1409	青木 一郎
1391	早川 清順	1410	千葉 諭
1393	松野 吉宏	1411	深津 俊明
1394	堀内 啓	1412	今北 正美
1396	植草 利公	1413	石井 英昭
1397	仁木 利郎	1414	伊藤 秀明
1398	齋藤 勝彦	1415	香川 典子
1399	上田 善道	1416	小島 勝
1400	横井 豊治	1418	本告 匡
1401	大林 千穂	1419	長田 憲和
1403	田中 亨	1421	藤原 恵
1404	相田 真介	1422	井村 穰二
1405	蔵野 良一	1423	小山 敏雄
1406	米満 伸久	1424	大野 順弘

1425	渋谷 宏行	1436	石原 明
1427	安倍 邦子	1437	岩井 泰博
1428	鈴木 雅子	1438	三浦 弘資
1430	中島 豊	1439	菅間 博
1431	佐藤 敏美	1440	佐々木恵子
1432	杉原 洋行	1441	定平 吉都
1433	高橋 学	1442	杉谷 雅彦
1434	辻村 俊	1445	沢辺 元司
1435	有馬 良一		

第16回 認定 65名

更新期間 平成16年(2004年)4月1日から5年間

認定番号	氏名	認定番号	氏名
1683	綾田 昌弘	1717	木佐 貫篤
1684	物部 泰昌	1718	佐々木素子
1685	高川 竜子	1719	杉原 佳子
1686	船津 仁之	1720	横山 宗伯
1687	立山 義朗	1721	安水 良知
1688	後藤 敏	1722	辻 直子
1689	柴山 英一	1723	中村 直哉
1690	池田 健	1724	森 正也
1691	小澤 享史	1725	白濱 浩
1692	村上 一郎	1726	野元 三治
1693	矢野 博久	1727	杉田 敦郎
1694	有広 光司	1728	渡邊 一男
1695	廣島 健三	1729	杉野 隆
1696	亀山 香織	1730	高橋 啓
1698	伊丹真紀子	1731	井関 充及
1699	国村 利明	1732	小山田ゆみ子
1700	八木橋法登	1733	石川由起雄
1701	足立 靖	1734	村上 知之
1702	今野 曉男	1735	桂 奏
1703	中村 宗夫	1738	前田 環
1704	泉 美貴	1739	八尾 隆史
1705	根本 哲生	1740	戸田 修二
1706	加藤 優子	1741	北島 信一
1707	望月 衛	1742	小川久美子
1708	柏原 賢治	1743	牧 和夫
1709	松熊 晋	1745	田代 和弘
1710	岸田由起子	1746	飯原久仁子
1711	新井 一守	1747	田中 祐吉
1712	岩田 純	1748	森 良雄
1713	明石 巧	1749	梅津 哉
1714	矢澤 卓也	1750	賀集 一平
1715	堀口 尚	1751	長谷川 剛
1716	青名畑美幸		

第21回 認定 66名

更新期間 平成16年(2004年)4月1日から5年間

認定番号	氏名	認定番号	氏名
2020	中山 崇	2055	大荷 澄江
2021	前島 新史	2056	福澤 龍二
2022	島松 一秀	2057	下条 久志
2023	弓場 吉哲	2058	鹿島 健司
2024	杉原 綾子	2059	大谷 方子
2025	坂田 慶太	2060	畠山 金太
2026	北岡 光彦	2061	藤原 正親
2027	大久保貴子	2063	徳差 良彦
2028	真砂 園真	2064	宇於 崎宏
2029	保坂 典子	2065	高田 明生
2030	山下 弘子	2067	北澤 理子
2031	原田 智子	2068	大屋 正文
2032	久力 権	2069	山野 剛
2033	西山 泰由	2070	宮城 洋平
2035	崎田 健一	2071	二口 充
2036	飯島 美砂	2072	飛岡 弘敏
2037	山内 道子	2073	風間 暁男
2038	加藤 誠也	2074	安倍 雅人
2039	岡田 夢	2075	内藤 慎二
2040	江澤 英史	2076	塩澤 哲
2041	佐藤勇一郎	2077	榊澤 容子
2042	桜井 孝規	2078	小池 淳樹
2043	小海 康夫	2079	平野 博嗣
2044	中山 吉福	2080	齋木由利子
2045	藤田 昌幸	2081	宮田 和幸
2046	笹栗 毅和	2082	原田 祐治
2047	坂元 和宏	2083	倉園 普子
2048	渡邊 千尋	2084	田中 正光
2049	瀬戸口美保子	2085	秋山 隆
2050	白川 敦子	2086	干川 晶弘
2052	今村 好章	2087	鱒淵 英機
2053	八幡 朋子	2088	谷岡 書彦
2054	伊藤利江子	2089	島崎 加恵

第3回 認定 1名

更新期間 平成16年(2003年)4月1日から2年間

認定番号	氏名
1245	大藤 高志

第5回 認定 2名

更新期間 平成16年(2003年)4月1日から4年間

認定番号	氏名
1105	藤原 睦憲
1136	古本 勝

第15回 認定 2名

更新期間 平成16年(2004年)4月1日から4年間

認定番号 氏名

1651 伴 慎一 1656 河村 康司

第19回 認定 1名

更新期間 平成16年(2004年)4月1日から3年間

認定番号 氏名

1936 平塚 素子

2. 口腔病理専門医資格更新者氏名**第1回 認定 7名**

更新期間 平成16年(2004年)4月1日から5年間

認定番号 氏名

2	大家 清	17	齋藤 武郎
5	片桐 正隆	18	二階 宏昌
6	亀山洋一郎	20	田中 昭男
10	永井 教之		

第6回 認定 3名

更新期間 平成16年(2004年)4月1日から5年間

認定番号 氏名

79	辻内 俊文	81	安彦 善裕
80	味曾野広志		

第11回 認定 5名

更新期間 平成16年(2004年)4月1日から5年間

認定番号 氏名

94	長谷川博雅	97	入江 太朗
95	伊藤 由美	99	八重樫 弘
96	大内 知之		

第10回 更新 1名

更新期間 平成16年(2004年)4月1日から4年間

認定番号 氏名

88 小野寺 健

◆平成15年度認定病院・登録施設(26回)の審査について: 認定病院・登録施設としての申請は、30件、20件であった。審査の結果、28件、20件が承認された。認定(登録)日は、平成15年11月19日で、認定(登録)日は平成15年11月19日で、認定(登録)期間は、平成15年4月1日から平成17年3月31日までである。

1. 認定病院

認定番号	病院名
1023	北海道立小児総合保健センター
1024	医療法人溪仁会・手稻溪仁会病院
2032	青森市民病院
3047	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院

3094	医療法人社団東光会戸田中央総合病院
3111	利根保健生活協同組合利根中央病院
3112	国立水戸病院
3113	埼玉県済生会川口総合病院
3114	社団法人北里研究所北里研究所病院
3115	社会福祉法人慈生会慈生会病院
3116	日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院
3117	川崎市立井田病院
3118	財団法人神奈川県警友会 けいゆう病院
4044	袋井市立袋井市民病院
4066	愛知県厚生農業協同組合連合会昭和病院
4067	新潟県立新発田病院
4068	高岡市民病院
5068	彦根市立病院
5069	医療法人徳洲会宇治徳洲会病院
5070	医療法人社団洛和会洛和会音羽病院
5071	八尾市立病院
5072	国立療養所近畿中央病院
5073	労働福祉事業団和歌山労災病院
5074	財団法人甲南病院加古川病院
6033	山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院
6034	高松市民病院
7032	千鳥橋病院
7033	医療法人社団新日鐵八幡記念病院

2. 登録施設

認定番号	病院名
1023	労働福祉事業団岩見沢労災病院
2025	市立秋田総合病院
2026	みやぎ県南中核病院
2027	公立気仙沼総合病院
3096	社会保険群馬中央総合病院
3097	群馬県済生会前橋病院
3098	浦安市市川市病院組合浦安市川市民病院
3099	社会保険山梨病院
4087	社会福祉法人聖霊会聖霊病院
4088	医療法人偕行会名古屋共立病院
4089	医療法人社団志聖会犬山中央病院
4090	国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院
5074	国立滋賀病院
5075	医療法人宝生会 PL 病院
5076	医療法人愛仁会千船病院
5077	鐘紡記念病院
5078	医療法人明和病院
6044	公立学校共済組合中国中央病院
6045	財団法人津山慈風会津山中央病院
6046	高知県立中央病院

◇認定病院・登録施設の更新について: 更新が認められた施設

は以下のとおりである。

1. 平成16年度認定病院更新機関

(第1, 3, 5, 7, 9, 11, 13, 15, 17, 19, 21, 23, 25回 163病院)

期間2年間 平成16年4月1日～平成18年3月31日

第1回 認可 (31施設)

認定番号	病院名
1001	市立札幌病院
2001	青森県立中央病院
2002	岩手県立中央病院
2003	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
3004	千葉県がんセンター
3005	国立がんセンター中央病院
3006	東京厚生年金病院
3007	国立国際医療センター
3008	NTT 東日本関東病院
3009	東京都老人医療センター
3010	独立行政法人国立病院機構東京医療センター
3012	聖路加国際病院
3014	同愛記念病院
3015	武蔵野赤十字病院
3016	川崎市立川崎病院
3017	横浜市立市民病院
3018	神奈川県立がんセンター
4001	新潟県立がんセンター新潟病院
4002	静岡済生会総合病院
4004	独立行政法人国立名古屋医療センター
5002	京都第一赤十字病院
5003	大阪赤十字病院
5005	天理よろづ相談所病院
5006	神戸市立中央市民病院
6001	(財)倉敷中央病院
6002	岡山済生会総合病院
6003	独立行政法人国立病院機構岡山医療センター
6004	県立広島病院
6006	広島市立広島市民病院
6007	国立岩国病院
6009	独立行政法人国立病院機構四国がんセンター

第3回 認可 (7施設)

認定番号	病院名
1003	市立旭川病院
1004	北海道勤労者医療協会中央病院
3026	神奈川県立こども医療センター
6011	国家公務員共済組合連合会呉共済病院
7004	国立病院長崎医療センター
7005	大分県立病院
7006	沖縄県立中部病院

第5回 認可 (11施設)

認定番号	病院名
1005	市立函館病院
3032	東京都立駒込病院
4011	静岡県立こども病院
4012	静岡市立静岡病院
4014	三重県厚生農業協同組合連合会松阪中央総合病院
5008	京都市立病院
5011	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター
5014	大津赤十字病院
5015	大阪厚生年金病院
5016	国立循環器病センター
6013	総合病院岡山赤十字病院

第7回 認可 (7施設)

認定番号	病院名
2008	医療法人明和会中通総合病院
3011	東京通信病院
3041	社会福祉法人三井記念病院
3043	東京都立広尾病院
5018	松下電器健康保険組合松下記念病院
6015	独立行政法人国立病院機構呉医療センター・中国がんセンター
6016	愛媛県立中央病院

第9回 認可 (5施設)

認定番号	病院名
2010	(財)太田総合病院附属太田西ノ内病院
3049	大森赤十字病院
4021	名古屋掖済会病院
4022	岐阜市民病院
5023	兵庫県立成人病センター

第11回 認可 (8施設)

認定番号	病院名
2011	八戸市立市民病院
3056	社会保険中央総合病院
3058	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院
4028	岡崎市民病院
5026	淀川キリスト教病院
5028	医療法人同仁会耳原総合病院
5029	独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター
5030	京都市民医連中央病院

第13回 認可 (8施設)

認定番号	病院名
2014	いわき市立総合磐城共立病院

3065 栃木県立がんセンター
 3066 足利赤十字病院
 3067 前橋赤十字病院
 3068 医療法人鉄蕉会亀田総合病院
 4031 愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院
 4032 総合大雄会病院
 5031 大阪警察病院

第15回 認可 (8施設)

認定番号 病院名
 3024 自衛隊中央病院
 3074 千葉県こども病院
 3075 東京都多摩老人医療センター
 4037 石川県立中央病院
 5034 星ヶ丘厚生年金病院
 5035 医療法人愛仁会高槻病院
 7015 社会保険小倉記念病院
 7016 飯塚病院

第17回 認可 (4施設)

認定番号 病院名
 4039 山梨県立中央病院
 4040 新潟県立中央病院
 4041 福井赤十字病院
 5038 京都第二赤十字病院

第19回 認可 (8施設)

認定番号 病院名
 3034 立正佼成会附属佼成病院
 3038 国立精神・神経センター国府台病院
 3055 国家公務員共済組合連合会総合病院横須賀共済病院
 3083 川口市立医療センター
 3084 船橋市立医療センター
 4013 岐阜県立岐阜病院
 4046 トヨタ記念病院
 5042 (財)神戸市地域医療振興財団西神戸医療センター

第21回 認可 (11施設)

認定番号 病院名
 2018 由利組合総合病院
 2019 山形県立日本海病院
 2020 鶴岡市立荘内病院
 3087 総合病院取手協同病院
 3088 成田赤十字病院
 3089 東京医療生活協同組合中野総合病院

3090 大和市立病院
 4049 医療法人明陽会成田記念病院
 5004 大阪府立成人病センター
 5045 特定医療法人徳洲会岸和田徳洲会病院
 5046 独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター

第23回 認可 (24施設)

認定番号 病院名
 2028 財団法人星総合病院
 3031 国保松戸市立病院
 3042 東京都立豊島病院
 3100 埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院
 3101 国保直営総合病院君津中央病院
 3102 医療法人財団東京勤労者医療会東葛病院
 3103 医療法人社団愛心会湘南鎌倉総合病院
 4033 岐阜県立下呂温泉病院
 4056 市立砺波総合病院
 4057 特定医療法人慈泉会相澤病院
 4058 公立学校共済組合東海中央病院
 5052 市立長浜病院
 5053 大津市民病院
 5054 京都桂病院
 5055 市立池田病院
 5056 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター
 5057 市立堺病院
 5058 市立泉佐野病院
 5059 箕面市立病院
 5060 公立学校共済組合近畿中央病院
 5062 財団法人甲南病院
 6029 香川医療生活協同組合高松平和病院
 7023 長崎市立市民病院
 7024 宮崎県立延岡病院

第25回 認可 (31施設)

認定番号 病院名
 1014 砂川市立病院
 1015 市立室蘭総合病院
 1016 北海道社会保険病院
 1017 NTT 東日本札幌病院
 1018 札幌社会保険総合病院
 1019 JA 北海道厚生連 札幌厚生病院
 1020 北海道旅客鉄道(株) 札幌鉄道病院
 1021 労働福祉事業団釧路労災病院
 1022 医療法人社団 新日鐵室蘭総合病院
 2030 秋田県厚生連 平鹿総合病院
 2031 公立置賜総合病院
 3108 上都賀総合病院

3109 独立行政法人国立病院機構高崎病院
 3110 国立成育医療センター
 4038 長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院
 4052 焼津市立総合病院
 4061 長野県厚生農業協同組合連合会篠ノ井総合病院
 4062 富山厚生農業協同組合連合会高岡病院
 4063 福井県立病院
 4064 富士宮市立病院
 4065 県西部浜松医療センター
 5027 (財) 田附興風会医学研究所北野病院
 5066 宝塚市立病院
 5067 加古川市民病院
 6030 鳥取県立中央病院
 6031 住友別子病院
 6032 徳島市民病院
 7028 福岡県済生会福岡総合病院
 7029 熊本赤十字病院
 7030 医療法人中部徳洲会中部徳洲会病院
 7031 那覇市立病院

2. 平成16年度登録施設更新機関

(第1, 3, 5, 7, 9, 11, 13, 15, 17, 19, 21, 23, 25回 95施設) 期間
 (2年間) 平成16年4月1日～平成18年3月31日

第1回 認可(17施設)

登録番号 病院名

2004 福島県立会津総合病院
 3001 栃木県済生会宇都宮病院
 3009 国立霞ヶ浦病院
 3013 東京都教職員互助会三楽病院
 3020 青梅市立総合病院
 3021 国家公務員共済組合連合会立川病院
 3022 国立病院東京災害医療センター
 3026 平塚市民病院
 4008 名鉄病院
 4013 名古屋市立東市民病院
 4017 市立四日市病院
 4019 市立伊勢総合病院
 4020 近江八幡市民病院
 5013 公立豊岡病院組合立日高病院
 7002 独立行政法人国立病院機構九州医療センター
 7005 日本赤十字社長崎原爆病院
 7007 国立別府病院

第3回 認可(2施設)

登録番号 病院名

5022 兵庫県立柏原病院
 7014 長崎労災病院

第5回 認可(3施設)

登録番号 病院名

3035 国家公務員共済組合連合会九段坂病院
 5026 関西電力病院
 5029 八尾徳洲会病院

第7回 認可(5施設)

登録番号 病院名

3040 埼玉県立小児医療センター
 3042 千葉県救急医療センター
 3043 JFE健康保険組合川鉄千葉病院
 4034 南生協病院
 5031 大阪府済生会中津病院

第9回 認可(3施設)

登録番号 病院名

4037 佐久市立国保浅間総合病院
 4039 国家公務員共済組合連合会名城病院
 4040 総合病院中津川市民病院

第11回 認可(3施設)

登録番号 病院名

3062 東京都職員共済組合青山病院
 4045 みなと医療生活協同組合協立総合病院
 7031 唐津赤十字病院

第13回 認可(2施設)

登録番号 病院名

1006 国立療養所道北病院
 4051 医療法人社団健和会健和会病院

第15回 認可(6施設)

登録番号 病院名

3070 (財)東京都保健医療公社東部地域病院
 4056 山田赤十字病院
 4057 松阪市民病院
 6020 岡山労災病院
 6021 三豊総合病院
 7036 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院

第17回 認可(3施設)

登録番号 病院名

3074 医療生協さいたま生活協同組合埼玉協同病院
 4061 豊川市民病院
 5048 市立伊丹病院

第 19 回 認可 (10 施設)

登録番号 病 院 名

1009	国家公務員共済組合連合会斗南病院
3080	国立療養所多磨全生園
4068	掛川市立総合病院
4069	榛原総合病院
4070	飯田市立病院
4071	大垣市民病院
4072	羽島市民病院
5050	社会保険京都病院
5051	加西市立加西病院
7041	今給黎総合病院

第 21 回 認可 (12 施設)

登録番号 病 院 名

1011	美唄労災病院
1014	医療法人徳洲会札幌徳洲会病院
3084	放射線医学総合研究所重粒子治療センター
3085	(財)東京都保健医療公社多摩南部地域病院
4075	西尾市民病院
5056	高槻赤十字病院
5057	国家公務員共済組合連合会大手前病院
5058	姫路赤十字病院
5059	兵庫県立こども病院
6035	医療法人近森会近森病院
6036	福山市医師会総合健診センター
7043	医療法人親仁会米の山病院

第 23 回 認可 (10 施設)

登録番号 病 院 名

1019	医療法人王子総合病院
1020	函館中央病院
2018	岩手県立大船渡病院
2019	岩手県立胆沢病院
3086	草加市立病院
3087	恩賜財団済生会若草病院
4078	清水市立病院
4079	労働福祉事業団新潟労災病院
4080	一宮市立市民病院
7048	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院

第 25 回 認可 (19 施設)

登録番号 病 院 名

1013	医療法人社団カレスアライアンス日鋼記念病院
2020	公立刈田総合病院
2021	宮城県立がんセンター
2022	仙台社会保険病院
2023	古川市立病院

2024	(財)脳神経疾患研究所附属総合南東北病院
3093	大田原赤十字病院
3094	(財)結核予防会複十字病院
3095	国立療養所東埼玉病院
4085	長野市民病院
4086	長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院
5069	大阪府済生会富田林病院
5070	市立枚方市民病院
5071	明石市立市民病院
5072	赤穂市民病院
5073	国立姫路病院
6030	医療法人里仁会興生総合病院
6043	JA 高知病院
7050	沖縄県立北部病院

◆事業報告並びに新事業計画:**1. 平成 15 年度事業報告について**

平成 16 年 6 月 10 日の総会で承認された社団法人日本病理学会平成 15 年度事業報告(平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで)は、以下のとおりである。

平成 15 年度事業報告

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで

(1) 学術集会, 研究会等の開催

① 学術集会の開催

- ・「第 92 回日本病理学会総会」(於福岡市・恒吉正澄会長)を開催
- ・「第 49 回日本病理学会秋期特別総会」(於東京都・加藤 洋世話人代表)を開催

② 研究会, 講習会等の開催

- ・細胞診講習会を 2 回実施
- ・病理診断講習会を実施
- ・病理技術講習会を実施
- ・第 1 回日本病理学会カンファレンス(2004 ひろしま)の準備
- ・各支部会における「学術・研修集会」等を実施

③ 「一般公開講座・公開シンポジウム」(於福岡市)を開催

(2) 学会誌, 学術図書等の発行

- ① 「日本病理学会会誌」(第 92 巻第 1~3 号)を発行
- ② 「Pathology International」(第 53 巻第 4~12 号, 第 54 巻第 1~3 号)を発行
- ③ 「診断病理」(第 20 巻第 2~4 号, 第 21 巻第 1 号)を発行
- ④ 「日本病理学会会報」(第 183~194 号)を発行
- ⑤ 「病理専門医部会報」(2003 年第 1~4 号)を発行

(3) 研究及び調査

- ① 「日本病理剖検輯報」第 44 輯(平成 13 年症例)を発行

- ② 剖検輯報編集方法を変更・充実
- ③ 剖検記録データベースを再構築
- (4) 病理専門医等の資格認定
 - ① 病理専門医・口腔病理専門医の認定・試験を実施（於名古屋市）
 - ② 研修ガイドラインを充実
 - ③ 研修施設（認定病院・登録施設）の新規・更新申請を認定
 - ④ サブスペシャリティーを検討
- (5) 学術団体との協力、連絡
 - ① 他学会との会議共催及び後援（国内）を多数実施
 - ② 腫瘍取扱い規約等を改訂
 - ③ 海外病理学会との交流
 - ・英国病理学会との会員の相互派遣，学術交流を実施
 - ・ドイツ病理学会受入れ機関へ本学会会員を派遣，ドイツ病理学会会員の受入れ準備
- (6) その他目的を達成するために必要な事業
 - ① 日本病理学会奨励賞を5名に授与
 - ② 本学会会員の海外派遣者2名を決定，前年度派遣者から報告
 - ③ 病理学教育のワークショップを実施
 - ④ 病理診断コンサルテーションシステム並びにホームページを充実
 - ⑤ インターネットホームページを充実
 - ⑥ 医師賠償責任保険加入取扱いを実施
 - ⑦ 病理専門医制度運営，口腔病理専門医制度運営，医療業務等の各種委員会を開催

2. 平成16年度事業計画について

第49回（平成15年度）秋期特別総会における会員総会で承認された社団法人日本病理学会平成16年度事業計画（平成16年4月1日から平成17年3月31日）は，以下のとおりである。

平成16年度事業計画

（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）

- (1) 学術集会，研究会等の開催
 - ① 学術集会の開催
 - ・「第93回日本病理学会総会」（於札幌市・長嶋和郎会長）
 - ・「第50回日本病理学会秋期特別総会」（於名古屋市・栄本忠昭世話人代表）
 - ② 研究会，講習会等の開催
 - ・第1回日本病理学会カンファレンス（2004ひろしま）
 - ・細胞診講習会
 - ・病理診断講習会
 - ・病理技術講習会
 - ・各支部会における「学術・研修集会」
 - ③ 「一般公開講座・公開シンポジウム」の開催
- (2) 学会誌，学術図書等の発行

- ① 「日本病理学会会誌」の発行（第93巻第1～2号）
- ② 「Pathology International」の発行（第54巻第4～12号，第55巻第1～3号）
- ③ 「診断病理」の発行（第21巻第2～4号，第22巻第1号）
- ④ 「日本病理学会会報」の発行（第195～206号）
- ⑤ 「病理専門医部会報」の発行（2004年 第1～4号）
- (3) 研究及び調査
 - ① 「日本病理剖検輯報」の発行 第45輯（平成14年症例）
 - ② 剖検輯報編集方法の変更・充実
 - ③ 剖検記録データベースの再構築
- (4) 病理専門医等の資格認定
 - ① 病理専門医・口腔病理専門医の認定・試験の実施
 - ② 病理専門医の広告
 - ③ 研修ガイドラインの改訂
 - ④ 研修施設の認定
- (5) 学術団体との協力，連絡
 - ① 他学会との会議共催および後援（国内）
 - ② 腫瘍取扱い規約等の改訂
 - ③ 海外病理学会との交流
 - ・英国病理学会との会員の相互派遣，学術交流
 - ・ドイツ病理学会との学術交流
- (6) その他目的を達成するために必要な事業
 - ① 日本病理学会奨励賞の授与
 - ② 会員の海外派遣の実施
 - ③ 病理学卒前教育の充実
 - ④ 病理診断コンサルテーションシステムの充実
 - ⑤ インターネットホームページの充実
 - ⑥ 医師賠償責任保険加入取扱いの実施
 - ⑦ 病理専門医制度運営，口腔病理専門医制度運営，医療業務等の各種委員会の開催

3. 新規追加事業計画について

第93回（平成16年度）総会における会員総会で承認された社団法人日本病理学会平成16年度事業計画は，各委員会から提出のあったもので以下のとおりである。なお，これらは当初予算の範囲内（予備費及び当期収支差額）の金額であり，特に予算上の措置を必要としない。

（単位；千円）

委員会名	事業概要	予算案
広報	学会HPの改定	300
剖検情報	剖検情報非電子化部分の電子化	250
		※ (250)
	バージョンアップ（開発実費，外注費，CD焼増費用，マニュアル開発費）	2,000
教育	病理学教育を考えるワークショップ開催経費	300

国際交流 ドイツ病理学会会員の受入れ準備 80
※(1,000)

支 部

北海道：夏の学校 100
東北：夏の学校 100
関東：夏期病理診断学セミナー 100
中部：夏期病理診断セミナー 100
近畿：夏期病理診断セミナー 100
中国四国：夏の学校 100
九州沖縄：夏期病理診断セミナー 100
計 3,630
※(1,250)

注) () 書きは前年度予算に計上済みで未執行のもの

◆病理学会会計：

1. 平成 15 年度収支決算報告について

平成 16 年 6 月 10 日の総会で承認された社団法人日本病理学会平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで)は、以下のとおりである。

(1) 収支計算書

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで

(単位 円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I. 収入の部			
1. 基本財産運用収入	50,000	304	△ 49,696
受取利息収入	50,000	304	△ 49,696
2. 会費収入	74,480,000	71,770,000	△ 2,710,000
正会員・学術評議員会費	32,500,000	31,395,000	△ 1,105,000
同・一般会員会費	31,000,000	28,924,000	△ 2,076,000
学生会員会費	30,000	0	△ 30,000
機関会員会費	550,000	475,000	△ 75,000
賛助会員会費	350,000	350,000	0
病理専門医部会費	10,050,000	10,626,000	576,000
3. 事業収入	112,050,000	131,478,804	19,428,804
学術集会収入	65,000,000	79,995,625	14,995,625
論文掲載料収入	3,000,000	2,876,142	△ 123,858
広告料収入	1,500,000	1,919,400	419,400
刊行物発行収入	20,000,000	21,536,000	1,536,000
専門医制度収入	14,850,000	15,686,000	836,000
病理専門医部会収入	4,500,000	6,144,125	1,644,125
講習会等収入	2,700,000	1,943,000	△ 757,000
賠償保険事務費収入	500,000	1,378,512	878,512
4. 補助金収入	11,200,000	10,800,000	△ 400,000
学術振興会科学研究費	11,000,000	10,600,000	△ 400,000
日本医学会補助金	200,000	200,000	0
5. 雑 収 入	800,000	657,928	142,072
受取利息収入	300,000	4,758	△ 295,242
雑収入	500,000	653,170	153,170
当期収入合計 (A)	198,580,000	214,707,036	16,127,036

前期繰越収支差額	31,417,000	37,649,030	6,232,030
収 入 合 計 (B)	229,997,000	252,356,066	22,359,066

(単位 円)

科 目	予算額	決算額	差 異
II. 支出の部			
1. 事業費	161,050,000	175,769,002	14,719,002
学術集会経費	67,000,000	82,071,885	15,071,885
学会誌発行経費	36,800,000	39,394,586	2,594,586
会報発行経費	3,000,000	3,475,500	475,500
剖検輯報刊行経費	19,000,000	18,083,906	△ 916,094
専門医制度運営経費	8,800,000	10,780,788	1,980,788
病理専門医部会経費	12,300,000	8,915,892	△ 3,384,108
支部運営経費	5,150,000	5,150,000	0
学術奨励等経費	3,500,000	3,000,000	△ 500,000
講習会等経費	2,700,000	2,433,821	△ 266,179
委員会経費	2,800,000	2,462,624	△ 337,376
2. 管理費	31,700,000	35,626,533	3,926,533
人 件 費	16,500,000	18,246,228	1,746,228
福利厚生費	1,500,000	1,804,212	304,212
交 通 費	800,000	682,560	△ 117,440
通信運搬費	2,300,000	2,485,347	185,347
会 議 費	1,400,000	1,794,581	394,581
印 刷 費	2,000,000	2,374,683	374,683
備 品 費	300,000	0	△ 300,000
消耗品費	300,000	314,839	14,839
光熱水料	250,000	227,254	△ 22,746
賃 借 料	2,800,000	2,775,056	△ 24,944
修繕費	100,000	105,609	5,609
諸 会 費	800,000	938,320	138,320
補 助 費	200,000	200,000	0
嘱 託 料	960,000	1,092,000	132,000
租税公課(消費税等)	1,500,000	2,125,615	625,615
雑 費	490,000	460,229	△ 29,771
3. その他	1,200,000	1,202,231	2,231
退職給与引当預金支出	1,200,000	1,200,000	0
学術医療基金引当預金支出	0	817	817
国際交流基金引当預金支出	0	1,414	1,414
4. 予備費	1,000,000	0	△ 1,000,000
当期支出合計 (C)	194,950,000	212,597,766	17,647,766
当期収支差額 (A-C)	3,630,000	2,109,270	△ 1,520,730
次期繰越収支差額 (B-C)	35,047,000	39,758,300	4,711,300

(2) 正味財産増減計算書

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(単位 円)

科 目	金 額		
I. 増加の部			
1. 資産増加額			
当期収支差額	2,109,270		
退職給与引当預金積立額	1,200,000		
学術医療基金引当預金積立額	817		
国際交流基金引当預金積立額	1,414	3,311,501	
2. 負債減少額			0
増加額合計			3,311,501
II. 減少の部			
1. 資産減少額			0
2. 負債増加額			
退職給与引当金繰入額	1,200,000	1,200,000	
減少額合計			1,200,000
当期正味財産増加額			2,111,501
前期繰越正味財産額			188,896,426
期末正味財産合計額			191,007,927

(3) 貸借対照表

平成16年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	93,046,326		
前払金	378,997		
立替金	850,000		
未収金	1,526,200		
流動資産合計		95,801,523	
2. 固定資産			
基本財産	30,000,000		
その他の固定資産			
特別財産	120,234,670		
保証金	930,000		
退職給与引当預金	8,500,000		
什器備品	84,957		
その他の固定資産合計	129,749,627		
固定資産合計		159,749,627	
資産合計			255,551,150
II. 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	41,281,000		
未払金	14,615,983		
預り金	146,240		
流動負債合計		56,043,223	
2. 固定負債			
退職給与引当金	8,500,000		

固定負債合計	8,500,000	
負債合計		64,543,223
III. 正味財産の部		
正味財産		191,007,927
(うち基本金)		(30,000,000)
(うち正味財産当期増加額)		(2,111,501)
負債及び正味財産合計		255,551,150

(4) 財産目録

平成16年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
現金 現金手許有高	383,000		
普通預金 みずほ銀行本郷支店	90,591,878		
普通預金 UFJ銀行本郷支店	1,104		
定期預金 みずほ銀行本郷支店	18,968		
信託預金 三菱信託銀行本郷支店	215,909		
郵便振替	1,835,467		
現金預金計	93,046,326		
(2) 前払金			
家賃	195,300		
コピー機リース料	12,600		
自動振替手数料	171,097		
前払金計	378,997		
(3) 未収金			
剖検輯報発行収入	810,000		
診断病理広告料収入	250,000		
名簿広告料収入	466,200		
未収金計	1,526,200		
(4) 立替金 (P.Iカラー頁印刷費)	850,000		
流動資産合計		95,801,523	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
普通預金 UFJ銀行本郷支店	30,000,000		
(2) その他の固定資産			
①特別財産			
学術医療基金引当預金			
(普通・東京三菱銀行本郷支店)	100,193,880		
国際交流基金引当預金			
(普通・りそな銀行本郷支店)	20,040,790		
特別財産合計	120,234,670		
②保証金	930,000		
③退職給与引当預金	8,500,000		
④什器備品	84,957		
その他の固定資産合計	129,749,627		
固定資産合計		159,749,627	
資産合計			255,551,150

科 目	金 額		
II. 負債の部			
1. 流動負債			
(1) 前受金			
平成16年度会費・部会費等	41,281,000		
(2) 未払金			
英文誌印刷費	5,287,280		
日病会誌印刷費・発送費	4,131,100		
会員名簿印刷費等	2,918,038		
会報印刷費	114,450		
人件費	625,000		
未払消費税	1,540,115		
未払金合計	14,615,983		
(3) 預り金			
源泉所得税	146,240		
流動負債合計		56,043,223	
2. 固定負債			
(1) 退職給与引当金			
固定負債合計	8,500,000	8,500,000	
負債合計			64,543,223
正味財産			191,007,927

2. 平成16年度収支予算について

第49回秋期特別総会における会員総会で承認された社団法人日本病理学会平成16年度収支予算は、以下のとおりである。

(1) 平成16年度収支予算

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(単位 千円)

科 目	予算額	前年度決算額	増 減
I. 収入の部			
1. 基本財産運用収入	20	50	△ 30
2. 会費収入	76,930	74,480	2,450
正会員・学術評議員会費	34,500	32,500	2,000
同・一般会員会費	30,000	31,000	△ 1,000
学生会員会費	30	30	0
機関会員会費	550	550	0
賛助会員会費	350	350	0
病理専門医部会員会費	11,500	10,050	1,450
3. 事業収入	111,850	112,050	△ 200
学術集会収入	62,000	65,000	△ 3,000
論文掲載料収入	3,000	3,000	0
広告料収入	2,000	1,500	500
刊行物発行収入	17,500	20,000	△ 2,500
専門医制度収入	15,700	14,850	850
病理専門医部会収入	2,500	4,500	△ 2,000
講習会収入	8,250	2,700	5,550
賠償保険事務費収入	900	500	400

4. 補助金収入	11,600	11,200	400
5. 雑収入	600	800	△ 200
受取利息収入	100	300	△ 200
雑収入	500	500	0
当期収入合計 (A)	201,000	198,580	2,420
前期繰越収支差額	37,649	31,417	6,232
収 入 合 計 (B)	238,649	229,997	8,652

科 目	予算額	決算額	増 減
II 支出の部			
1. 事業費	160,150	161,050	△ 900
学術集会経費	64,000	67,000	△ 3,000
学会誌発行経費	36,000	36,800	△ 800
会報発行経費	3,100	3,000	100
剖検輯報刊行経費	17,000	19,000	△ 2,000
専門医制度運営経費	11,800	8,800	3,000
病理専門医部会経費	7,100	12,300	△ 5,200
支部運営経費	5,150	5,150	0
学術奨励等経費	2,500	3,500	△ 1,000
各種委員会経費	3,000	2,800	200
講習会等経費	10,500	2,700	7,800
2. 管理費	34,060	31,700	2,360
人 件 費	18,000	16,000	2,000
福利厚生費	1,800	1,500	300
交 通 費	700	800	△ 100
通信運搬費	2,500	2,300	200
会 議 費	700	1,400	△ 700
印 刷 費	2,300	2,000	300
備 品 費	200	300	△ 100
消 耗 品 費	300	300	0
光熱水料	270	250	20
賃 借 料	2,800	2,800	0
諸 会 費	900	800	100
補 助 費	200	200	0
修 繕 料	100	100	0
嘱 託 料	1,490	960	530
租税公課(消費税)	1,300	1,500	△ 200
雑 費	500	100	400
3. 退職給与積立金繰入支出	1,200	1,200	0
4. 予備費	1,000	1,000	0
当期支出合計 (C)	196,410	194,950	1,460
当期収支差額 (A-C)	4,590	3,630	960
次期繰越収支差額 (B-C)	42,239	35,047	7,192

3. 「社団法人日本病理学会の財務状況に対する評価・提言」について

理事会では、今後の本学会の健全な運営を目指し、会務の点検の一環として現在の財務の状況に関する監事の意見を求めておりました。先ごろ、両監事より以下の答申をいただきましたので、今後の運営の参考とさせていただきます。

この答申は理事会内のみではなく広く会員の皆様にもお示しし、ご意見があればいただき、よりよい道を探りたいと考えております。

2004年3月
財務委員会委員長 坂本 穆彦

平成16年2月23日

(社)日本病理学会
理事長 森 茂郎殿
財務担当理事 坂本 穆彦殿

(社)日本病理学会の財務状況に対する評価・提言

平成14-15年度 監事
松原 修
向井 萬起男

はじめに

平成15年5月22日付けの「現行の学会財務の評価について(依頼)」のお手紙を頂き、我々は事務局での財務状況の説明を受け、慎重に調査した。我々の評価・提言を、ここにまとめましたのでご報告する。

評価・提言内容

1. 現在おこなわれている諸事業の適格性、それに使用される経費使用の妥当性の判断

(支出総額)

収入に見合った支出総額でなければならず、収入に見合った事業計画、人件費を含めた管理費の予算執行でなければならない。収支決算書をみると、出版関係と管理費が大半を占めており、新しい事業をおこなうなどということは無理とみられる。(社)日本病理学会の会員数が約4,000人の規模に見合った事業・支出総額がどの程度であるかの判断は難しいが、同程度の規模の学会と本学会の比較調査も行ったので、この比較も後述する。

(出版関係)

学会誌発行経費が4,000万円弱を占めており、これは異常なる高額支出の最大の原因である。学会誌としての「Pathology International」は発行経費の年次別推移をみても、評価が高まる傾向があり、経費は減少しており、コストパフォーマンスは健全であると言える。年2回の発行の日病会誌の経費が1,000万円以上であるのは、コストパフォーマンスの上から問題があるのではないかと指摘したい。病理専門医部会の学術誌「診断病理」については、病理専門医の会費合計が高くなるという不

満の声があるので、その存在意義について再度検討した方がよいであろう。

(支部に対する補助金)

日常の病理業務において深い関わりをもつのが支部活動であり、各支部活動を盛り上げ、またそれぞれの支部が行う各種の学術集会への補助を増やしていくことが望ましい。

(病理専門医資格更新のための生涯学習基準と単位)

病理専門医資格更新のための生涯学習基準と単位が定まっているが、その実態は広く知られていないものが多い。定期的に見直したり、実態の調査、一般会員への広報(学術集会名、日時、プログラム、会費など)といった改善が望ましい。

(国際交流活動)

先進国病理学会との交流、学会員の国際派遣などを行っているが、アジア・アフリカなどの若い病理学者を積極的に受け入れる事業も考えることが望ましい。

(後継者育成事業)

将来の病理専門医・病理学者をどのように発掘、育成していくか、積極的な事業が望ましい。

(医学部学生対策)

将来の病理専門医・病理学者の育成のため、医学部学生の段階からアプローチする事業が望まれる。

(社会への活動)

社会において、病理専門医・病理学者の活動が認識されることが少ない。この啓蒙活動がより一層望まれる。

2. 管理費として使用される経費の使途と金額の適格性の判断

(管理費・人件費)

大学の病理学教室から離れて別個のところに事務局を設け、事務局を維持するために管理費総額が約3,400万円を占めており、中でも人件費が約2,000万円弱占めている。社団法人化し、また本学会がより活性化している状況の中で、経費がかかるのはやむを得ないことと判断する。会議や打ち合わせなどがインターネットで行われるようになると、より経費のかからない場所へ事務局を移動することも一考に値するのではないだろうか。

3. 経費削減のための勧告

(各種の会議費)

各種の委員会などへの会議について、顔をつき合わせて話し合うのが本当であるが、各委員が全国にわたり、日程調整の難航や交通費がかさむことを考えると、インターネット、メールでの会議開催で省エネをはかるのが望ましい。

4. 増収のための勧告

(認定病院の認定、登録施設の登録)

認定病院の認定、登録施設の登録にあたって、各病院、施設から幾分の費用を徴収してもいいのではないかと。

(賛助会員の拡大)

賛助会員が現在5社と少ない。拡大が望まれる。

5. 会費値下げの可能性に関する意見

(会費)

正会員、特に学術評議員の年会費が20,000円であることは、国内学会と比較しても大変高額である。その上、多くの会員(約1,800人)が病理専門医部会員の会費も払わなければならないことも考え合わせると、下げることが望ましいのではあるが、現状をみると会費の値下げを行うことは無理であると判断する。

(病理専門医会計)

病理専門医資格更新のためには、各種の学術集会へ参加し、それなりの費用負担をしないと単位修得ができない仕組みになっているのに、更新の手続きの費用をさらに徴収しているのは二重に負担を強いている。病理専門医資格更新の費用は減額するのが望ましい。

(病理専門医部会会計)

病理専門医部会は約1,700名の会員から6,000円を徴収して収入が約1,400万円、支出の殆どが「診断病理」刊行経費で約700万円である。「診断病理」の刊行を続けても会費は半分でよいと考えられ、また刊行を止めれば特別に病理専門医部会の会費を徴収する必要はないと考える。

6. 他の学会との財務状況の比較検討

病理学会と他の4学会の平成14年度の財務状況を比較した。学術集会の参加費が高く、特別会計にする学会もあるので、これを除いた収支をもとに比較した。

病理学会が会員数に比較して、1) 年会費が高いこと、2) 会費収入が多いこと(会費納入率も高い)、3) 収入合計が多いこと(補助金収入も多い) 4) 管理費の占める割合が高いこと、という特長が示された。

7. その他

(固定資産)

固定資産として、病理学学術医療振興基金約1億円、病理学国際交流基金約2,000万円がある。こういう特別財産の用途について考えなければならない。平成15年度の新規事業をみてもその合計は250万円ではない。現状であれば、新規事業はまづ無理としか言えないが、本学会の益々の発展のためには必要である。新規事業については、病理学学術医療振興基金約1億円から少しずつ捻出することを考えてみてはどうかと提言する。

◆会員数：(平成16年7月31日現在)

正会員	3,901名
(学術評議員)	1,670名
(一般会員)	2,231名
学生会員	0名
名誉会員	152名
賛助会員	5名

機関会員	96名
計	4,154名

◆役員一覧(平成16年4月現在)

(1) 理事及び監事(任期：平成18年3月31日)

理事長	森 茂郎
副理事長・常任理事	坂本 穆彦
副理事長・常任理事	長村 義之
常任理事	岡田 保典
理事	青笹 克之
理事	林 良夫
理事	樋野 興夫
理事	覚道 健一
理事	黒田 誠
理事	中沼 安二
理事	根本 則道
理事	小川 勝洋
理事	佐野 壽昭
理事	笹野 公伸
理事	澤井 高志
理事	居石 克夫
理事	恒吉 正澄
理事	堤 寛
理事	安井 弥
監事	真鍋 俊明
監事	松原 修

(2) 支部長(任期：平成18年3月31日)

(兼務)

北海道	小川 勝洋
東北	澤井 高志
関東	根本 則道
中部	中沼 安二
近畿	青笹 克之
中国四国	佐野 壽昭
九州沖縄	居石 克夫

◇各種委員会委員名簿(平成16年7月現在)

委員の一部に交替があり、委員会の構成は以下のとおりとなった。

1. 企画委員会

坂本穆彦(委員長)、岡田保典、長村義之、堤 寛、恒吉正澄、笹野公伸、覚道健一、安井 弥、向井萬起男、中島 孝

1-2. 病理専門医の職能に関する小委員会

堤 寛(委員長)、蒲池綾子、今村正克、森谷卓也、村田哲也、二階堂孝、大林千穂、吉野 正、坂本穆彦

1-3. 病理検査技師との関係に関する小委員会

中島 孝(委員長)、水口國雄、村田哲也、小野謙三、太田浩良、横井豊治、佐藤雄一、梅宮敏文、徳永英彦

2. 広報委員会

- 堤 寛 (委員長), 坂本穆彦, 岡田保典, 長村義之, 根本則道, 佐野壽昭, 澤井高志, 藤井丈士, 望月 眞, 谷山清己
3. 財務委員会
坂本穆彦 (委員長), 岡田保典, 長村義之, 堤 寛, 小川勝洋, 林 良夫
4. 学術委員会
岡田保典 (委員長), 坂本穆彦, 長村義之, 堤 寛, 林 良夫, 樋野興夫, 居石克夫, 安井 弥, 小池盛雄, 高橋雅英, 立松正衛, 広橋説雄, 向井 清, 能勢眞人, 当該年春期総会会長 秋期特別総会世話人
- 4-2. 学術奨励賞選考委員会
未 定 (委員長), 岡田保典, 長村義之, 恒吉正澄, 青笹克之, 林 良夫, 樋野興夫, 坂本穆彦, 堤 寛, 安井 弥
5. 研究推進委員会
岡田保典 (委員長), 覚道健一, 安井 弥, 鈴木 貴, 横崎 宏, 石倉 浩, 能勢眞人, 佐藤昇志, 高松哲郎
6. 編集委員会
岡田保典 (委員長), 坂本穆彦, 堤 寛, 黒田 誠, 恒吉正澄, 向井 清, 根本則道
- 6-2. P・I 常任刊行委員会
向井 清 (委員長), 秋山 太, 藤本純一郎, 原田孝之, 廣瀬隆則, 今北正美, 井内康輝, 石田 剛, 石倉 浩, 岩崎 宏, 城 謙輔, 前田 盛, 森永正二郎, 中里洋一, 野口雅之, 落合淳志, 岡田保典, 岡安 勲, 坂元亨宇, 笹野公伸, 佐藤雄一, 清水道生, 白井智之, 高橋雅英, 堤 雅弘, 堤 寛, 横山繁生, 吉野 正
- 6-3. 剖検情報委員会
根本則道 (委員長), 藤原 恵, 市原 周, 楠美嘉晃
7. 病理専門医制度運営委員会
長村義之 (委員長), 黒田 誠, 恒吉正澄, 根本則道, 橋本 洋, 清水道生, 田村浩一, 深山正久, 石黒信吾, 森永正二郎, 下田忠和, 手塚文明
- 7-2. 病理専門医試験委員会
黒田 誠 (委員長), 清水道生, 服部隆則, 高見 剛, 船田信顕, 仁木利郎, 鬼島 宏, 松本俊治
- 7-3. 病理専門医資格審査委員会
下田忠和 (委員長), 森永正二郎, 味岡洋一, 船田信顕, 仁木利郎, 吉野 正
- 7-4. 病理専門医施設審査委員会
橋本 洋 (委員長), 石黒信吾, 川野 潔, 倉持 茂, 本山悌一, 白石泰三
- 7-5. 診断病理編集委員会
坂本穆彦 (委員長), 泉 美貴 (副), 二階堂孝 (副), 蛇沢 晶 (副), 小松明男 (副), 若林淳一, 江村 巖, 船田信顕, 白石泰三, 小西 登, 吉野 正, 横山繁生
(以上支部学術委員)
- 7-6. 病理専門医部会報編集委員会
清水道生 (委員長), 堤 寛 (副), 望月 眞 (副), 三代川齊之, 岩間憲行, 落合淳志, 全 陽, 富田裕彦, 石黒公雄, 小田義直
8. 医療業務委員会
黒田 誠 (委員長), 根本則道, 笹野公伸, 堤 寛, 中村栄男, 中村眞一, 野島孝之, 清水道生
- 8-2. コンサルテーション小委員会
石倉 浩 (委員長), 森永正二郎, 手島伸一, 加藤良平, 松野吉宏, 田中祐吉
- 8-3. 社会保険小委員会
水口國雄 (委員長), 斎藤 澄, 藤岡保範, 北村 均, 森 吉臣, 小俣好作, 方山揚誠, 林徳真吉, 藤原睦憲, 佐々木毅, 原 正道
- 8-4. 精度管理小委員会
廣川満良 (委員長), 石原明德, 河口幸博, 大林千穂, 加島健司, 湊 宏
- 8-5. 剖検・病理技術小委員会
谷山清己 (委員長), 安達博信, 万代光一, 西村理恵子, 佐藤 明, 江澤英史
- 8-6. 遠隔診断・病病情報委員会
井藤久雄 (委員長), 澤井高志, 白石泰三, 土橋康成
- 8-7. 癌取扱い規約小委員会
坂本穆彦 (委員長), 伊藤以知郎, 森永正二郎
9. 口腔病理専門医制度運営委員会
林 良夫 (委員長), 恒吉正澄, 小宮山一雄, 武田泰典, 山本浩嗣, 朔 敬, 高田 隆, 山口 朗
- 9-2. 口腔病理専門医試験委員会
山本浩嗣 (委員長), 小宮山一雄, 武田泰典, 岡田憲彦, 高田 隆
- 9-3. 口腔病理専門医資格審査委員会
朔 敬 (委員長), 高田 隆
10. 教育委員会
恒吉正澄 (委員長), 樋野興夫, 堤 寛, 中島 孝, 佐々木功典, 清水道生, 竹下盛重, 田村浩一
11. 国際交流委員会
笹野公伸 (委員長), 佐野壽昭, 松本俊治, 福永真治, 三上芳喜, 長嶋洋治, 梅村しのぶ
12. 支部委員会
小川勝洋 (委員長), 澤井高志, 根本則道, 中沼安二, 青笹克之, 佐野壽昭, 居石克夫
13. 倫理委員会
井藤久雄 (委員長), 岡崎悦夫, 斎藤 建, 武村民子, 堤 寛, 増井 徹 (外部委員), 中島みち (外部委員), 宇都木伸 (外部委員)
14. リスクマネジメント委員会
井内康輝 (委員長), 野々村昭孝, 長村義之, 坂本穆彦, 児玉安司 (外部委員)

◇ 社団法人日本病理学会事務局

- 住所：〒 113-0033 東京都文京区本郷 2-40-9
ニュー赤門ビル 4F
- 電話：03-5684-6886
- FAX：03-5684-6936
- E-mail：jsp@ma.kcom.ne.jp（事務局）
：jsp-edit@ma.kcom.ne.jp
(P.I. 編集室)
- ホームページ：http://jsp.umin.ac.jp/
- 郵便振替口座：口座番号 00130-4-32817
加入者名 日本病理学会